

議 事 日 程

令和6年第1回浜中町議会定例会
令和6年3月7日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		町政執行方針
日程第 3		教育行政執行方針
日程第 4		一般質問

(開議 午前10時00分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 町政執行方針

○議長（落合俊雄君） 日程第2、町政執行方針を議題とします。

町長より令和6年度町政執行方針の表明を受けます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 令和6年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、町政を代表し、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考えを申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解とご協力をいただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の影響が次第に影を潜め、社会経済活動と景気が回復基調を見せる中、不安定な国際情勢などを起因とする物価高騰の影響が長期化しており、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしております。

そのような中、地方は、少子高齢化の進展や都市部への人口流出などによる本格的な人口減少社会を迎えており、地域の社会経済を支える人材不足がより一層懸念されるところであります。

本町は、農業、漁業という二つの基幹産業を有し、人々の生活を支える食料供給基地としてこの基幹産業を守り抜いていくことがまちづくりを進めていく上で全ての基本であります。

さらに、霧多布湿原をはじめとした世界に誇れる豊かな自然環境を守るとともに、町民皆様の生命と財産を守り抜く防災・減災対策を進め、何よりも、次代を担う世代の方々が夢と希望を抱き続けていただけるような魅力ある施策を展開することが本町の明るい未来の創造につながると考えております。

本町の令和6年度一般会計予算は、新たな産業振興事業、津波避難施設整備等の防災対策事業、子育て環境等の福祉充実に向けた事業、さらには、公共施設の改修事業などの費

用を盛り込み、前年度と比較し、2472万3000円減の92億3884万8000円となったところであります。

非常に厳しい財政状況の中、選択と集中を基本とした事業展開を図り、町民の皆様とともに一丸となってまちづくりを進めてまいります。

それでは、第6期浜中町まちづくり総合計画の体系に沿って、本年度の施策の内容をご説明申し上げます。

産業の垣根を越えて、みんなで築き上げる活力あるまちづくりについてです。

農業の振興についてです。

我が国の農業を取り巻く状況は、大規模な自然災害や地球温暖化、農家戸数の減少による生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの希薄化など、様々な課題を抱えております。こうした中、政府は、食料・農業・農村基本計画に基づき、持続的な食料システムの構築に向けたみどりの食料システム戦略を展開しているところであります。

国内における農産物の需要回復が求められる中、国際情勢や円安による配合飼料や肥料などの生産資材やエネルギー価格の急激な高騰など、酪農家にとってこれまで経験したことのない大変厳しい経営状況が続いております。

本町の農業は、酪農を基幹とした草地基盤に立脚した循環型農業を進めております。国際情勢等に左右されにくい自給飼料生産に努め、様々な経営形態を維持しながら持続可能な農村地域づくりを目指してまいります。

農業基盤の整備については、自給飼料生産、草地基盤の機能充実を目指す草地整備事業を進めてまいります。

農道については、既に着手している道営浜中姉別地区一般農道整備事業を進めるとともに、新たな整備路線の追加を北海道へ要望してまいります。また、農業者に対する家畜購入資金貸付や各種制度資金に対する利子補給を継続してまいります。

持続可能な農業の推進については、地域社会や自然環境に十分配慮した循環型農業の実現を目指し、環境保全機能の向上を図ってまいります。

日本型直接支払制度の取組については、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、地域や農業者の取組を支援してまいります。

農業の担い手の育成、確保については、農業後継者就業交付金の活用を促すとともに、浜中町農業後継者対策推進協議会の運営に支援し、担い手の確保と本町への定住促進を図ってまいります。

新規就農者等の育成、確保については、浜中町就農者研修牧場の運営に対する負担のほか、農業経営技術研修受入れ者に支援してまいります。また、新規就農者の地域定着を促進するため、就農後の農場リース料等の助成、新規就農者育成総合対策事業に基づき支援してまいります。新農業人フェアをはじめとする各種就農相談会へ関係団体と連携しながら積極的に参加するとともに、農業系大学や専門学校などへの訪問を行い、新たな担い手の確保に力を注いでまいります。

家畜防疫対策の推進については、地域農業と酪農経営に重大な影響を及ぼす家畜伝染病等の対策のため、浜中町家畜自衛防疫協議会と連携し、飼養衛生管理基準の徹底と適切な飼養管理の推進を図ってまいります。

農業関係団体等への支援については、浜中町酪農技術センター、浜中町農業技術員連絡協議会及び浜中町乳牛検定組合の運営に支援してまいります。

林業の振興についてです。

森林は、社会生活基盤の構築を図る上で重要かつ貴重な再生可能資源であるとともに、林産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全などの多面的機能を有しております。

近年においては、地球温暖化の進行が課題とされる中、森林の公益的機能に対する町民の期待が高まっております。しかし、町内のカラマツやトドマツを主体とした人工林は、年齢の高い樹木が半数を占めております。

現状では、二酸化炭素吸収量の減少が避けられないことから、森林からの恩恵を将来にわたって永続的に享受するため、計画的な伐採と伐採後の着実な植林を進め、森林の保全を図ってまいります。

町有林等の整備についてです。

町有林については、森林環境保全整備事業として、地ごしらえ、植栽、下刈り、除間伐、野鼠駆除などを計画的に実施してまいります。

民有林については、豊かな森づくり推進事業による整備に支援してまいります。

林道の整備については、木材の安定供給や持続的な森林施業の推進を図るため、林業専用道として新たな熊牛北区線の開設工事を実施するほか、若山線及び奔幌戸線の林道補修を継続してまいります。

生物多様性の保全については、本町が有する自然と生物多様性を次代につなげるに当たり、関係団体との連携の下、川上から川下までの一体的な保全活動を実施するなど、生物の生息・生育環境に配慮した森づくりを進めてまいります。

有害鳥獣対策についてです。

エゾシカ駆除については、地元猟友会の協力を得ながら、有害駆除計画頭数を増やすなど、より一層、農林業被害対策を強化してまいります。また、浜中町鳥獣被害防止対策協議会が実施する農林業被害防止に向けた調査事業に支援してまいります。

ヒグマ対策については、関係機関と連絡を密にし、人命被害や農畜産物被害の未然防止を念頭に、出没情報等を迅速に発信してまいります。有害駆除の捕獲などを行う担い手を確保するため、新規免許取得者に対する諸費用の助成を継続してまいります。

植樹祭についてです。

豊かな森の生成が水資源の確保や漁業資源の保全に極めて重要な役割を果たすことから、植樹祭については、浜中漁業協同組合女性部をはじめ、町民の皆様とともに湯沸地区の植樹予定地を実施してまいります。

漁業の振興についてです。

漁業については、地球温暖化による海洋環境の変化などにより、本町の漁業形態も刻々と変化してきました。沿岸海域における水産資源の増大を目指すとともに、本町ならではの増養殖事業のさらなる推進を図ってまいります。

本町の漁業者が将来にわたって安定した生産と経営を持続できるよう、産業団体との強い連携の下、国や北海道、関係機関などに対し、積極的かつ精力的な要請活動を行ってまいります。本町が有するクオリティーの高い水産物のブランド化を推進し、産業団体や生産者との連携を図りながら水産業の活性化を目指してまいります。

ゼロカーボンに向けた取組として、釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会と連携し、豊かな漁場を生かしたブルーカーボンと漁業活動の両立を目指してまいります。

水産物のブランド化については、昆布、マイワシ、ハナサキガニ、アサリ、ホッキなどについては、本町の特産品であることを広く周知するほか、関係機関等との協議を進めながらブランド化やPR事業などに取り組んでまいります。

資源管理の推進については、水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、昆布藻場の維持管理やアサリ漁場の環境保全対策に支援してまいります。

また、水産資源については、漁業協同組合や釧路地区水産技術普及指導所などとの連携の下、適正な管理に努めてまいります。

赤潮被害対策については、北海道赤潮対策緊急支援事業を活用し、生残ウニの移植のほか、種苗を活用した実証試験に支援してまいります。

増養殖事業の推進については、地理的表示——GIに登録となった「浜中養殖うに」をはじめ、本町のウニの安定した資源確保に向け、浜中ウニ種苗生産センターと釧路管内水産種苗生産センターの運営に支援してまいります。

浜中漁業協同組合が新たに実施する稚タコ育成礁設置事業やナマコ増殖事業のほか、浜中、散布の両漁業協同組合が実施するマツカワ放流事業など、水産資源の増大に向けた取組に支援してまいります。

漁業の担い手の育成、確保については、漁業後継者就業交付金による助成を継続し、担い手の確保と本町への定住促進を図ってまいります。

漁業経営の安定についてです。

漁業者の経営安定に向け、漁業近代化資金をはじめとする各種制度資金の利子補給などを継続してまいります。

また、水産物の付加価値向上や消費拡大に向け、町外でのプロモーションやふるさと納税制度等の活用促進を図るため、地元流通を含めた販売活動の展開につなげてまいります。

港湾・漁港関連施設の整備についてです。

霧多布港湾については、持続的な港湾使用に備え、施設の詳細点検を実施してまいります。

漁港については、琵琶瀬漁港物揚場等の改修を行うほか、散布漁港外港の早期完成に向

け、北海道へ要望してまいります。また、琵琶瀬瀬戸航路及び新川航路のしゅんせつを継続してまいります。

商工業の振興についてです。

本町の商工業は、人口減少や物価高騰などの影響を受ける中、経営者の高齢化や廃業などにより、事業所数の減少が著しい状況にあります。また、インターネット通信販売等の普及による消費者行動の変化に伴い、町外への購買力の流出に歯止めの効かない状況にあります。このため、浜中町地域企業振興基本条例の理念に基づき、商工業の振興と経済活性化に向け、町内における新たな産業の創出を図るべく、積極的な企業誘致を推進してまいります。

新たな創業支援と担い手の育成、確保については、新年度より新たに創業支援事業補助制度を創設し、町内で企業創設を目指す方々への支援により、さらなる町内経済の活性化を図ってまいります。また、商工業後継者就業交付金による助成を継続し、担い手の確保と定住促進を図ってまいります。

商工業の経営持続に向けた支援については、新年度より新たに小規模事業継続支援補助制度を創設し、町内商工業者のさらなる経営の持続化と安定化を図ってまいります。また、産業振興資金貸付や中小企業特別融資などにより、中小企業の金融円滑化と経営近代化に支援してまいります。

雇用の安定と創出の推進については、町内において、事業場新設などを行う事業者に対し、浜中町企業振興条例に基づく固定資産税の課税免除などにより、経営に対する負担軽減と地域での雇用確保に努めてまいります。

特産品の開発と消費、販路の拡大については、浜中ブランドの確立を図るため、浜中町中山間活性化施設のMOTTOかぜでの有効活用を図るとともに、地元の1次産品を使った新たな特産品やふるさと納税返礼品など、魅力あふれる商品開発を促進してまいります。

また、消費や販路の拡大については、産業団体や関係機関とより一層連携を密にし、道内外でのタウンプロモーションをはじめ、各種物産イベントへの積極的な参加に向けた体制づくりを進めてまいります。

消費者相談等については、多発する特殊詐欺の未然防止を目的とし、新たに特殊詐欺対策電話機等設置費補助制度を創設してまいります。また、特殊詐欺や多重債務などについては、釧路市消費生活センターへの相談業務委託を継続するとともに、浜中消費者協会との連携の下、特殊詐欺被害防止に向けた情報提供や啓発に努めてまいります。

観光業の振興についてです。

本町最大の観光資源は、厚岸霧多布昆布森国定公園の中核を担う希少な草花や水鳥が生息する霧多布湿原、霧多布岬をはじめとする風光明媚な景勝であります。

近年、自然豊かな本町の観光資源を活用したカヌーツーリングやサイクルツーリズムなどのアドベンチャー旅行が国内外から再注目されております。さらに、霧多布岬に生

息するラッコにつきましては、本町の新たな観光資源として、道内外を問わず、多くの観光客に注目をいただいております。

今後、これらの地域特性を生かした観光振興を図るとともに、昨年新たに登録した観光公式キャラクターのきりたんの活用による広報活動を進めてまいります。また、浜中町観光協会や産業団体、観光関連事業者との連携を密にし、観光地として多くの方に選ばれるまちを目指し、地元特産品のPRを兼ねたタウンプロモーションを推進してまいります。

観光情報の発信については、観光リーフレットの刷新や浜中町観光協会と連携したSNSなどによる観光情報の発信により、本町を訪れる観光客へのサービス向上に努めてまいります。

魅力ある観光イベントの創出については、浜中町観光協会等が実施する魅力ある観光イベントに対し、支援を継続してまいります。また、町内関係団体との協力体制の下、広域イベントへの積極的な参画を促進するに当たり、首都圏や関西圏などでのイベント創出に向けた協議を進めてまいります。

厚岸霧多布昆布森国定公園の誘客促進についてです。

国定公園への誘客促進については、北海道及び厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会との連携を図ってまいります。また、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会等と連携し、地域での受入れ体制の整備を進めてまいります。

ルパン三世を活用した観光の推進については、設立から10年余りとなるモンキー・パンチ&ルパン三世de地域活性化プロジェクトの活動に多角的な参画を行うとともに、モンキー・パンチコレクションのリニューアル事業などに支援してまいります。

観光拠点施設の運営についてです。

霧多布湿原センター及び霧多布温泉ゆうゆについては、町民や観光客に親しまれる本町の重要な観光拠点施設であることから、指定管理者制度による運営を継続し、事業者のアイデアやノウハウを大いに生かした事業展開を図ってまいります。

自然を守り未来につながる住みよいまちづくりについてです。

自然保全、景観形成についてです。

本町は、霧多布湿原をはじめとした豊かな自然環境を有しており、この貴重な財産を後世に引き継いでいくためには自然保護と地球温暖化対策の双方に目を向けながら取り組む必要があります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたゼロカーボンシティ宣言、本町全体の脱炭素に関する目標などを示す浜中町地球温暖化対策実行計画などに基づき、今後の事業展開を図ってまいります。

自然環境の保全と脱炭素に向けた取組についてです。

家畜糞尿等を原料とするバイオガスプラントの整備については、今後における事業の方向性などの持続的な協議を進めてまいります。

公共施設のLED化の促進などについては、関係部署との連携の下、国や北海道が示す

目標の達成に向けて取り組んでまいります。

浜中町環境基本計画については、令和7年度から新たな計画期間となることから、本町の環境に関する現状確認を行いながら浜中町環境基本条例に基づいた改定を進めてまいります。

本町での環境教育については、浜中町学校版環境ISOに基づく環境に優しい学校づくりを全ての小・中・高等学校で進めるとともに、出前講座等を通じて環境保全に対する意識醸成を図ってまいります。

純ガソリンエンジン公用車両の所有割合を段階的に削減することを目的に、新年度より新たに茶内支所に電気自動車及び充電設備の導入を進めてまいります。

魅力ある景観形成についてです。

本町は、自然景観や産業景観など、多種多様な景観を形成しております。魅力ある本町の景観を守りつつ、その活用を図るに当たり、浜中町景観条例を基本に、新たに景観行政団体への移行を行うとともに、浜中町景観計画を策定し、本町における景観形成を講じるべく取り組んでまいります。

環境保全、環境衛生についてです。

ごみ処理対策等については、浜中町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化と資源リサイクル化を進めるとともに、ごみの分別徹底の意識啓発に取り組んでまいります。

また、ごみ収集車両1台を更新し、円滑な収集体制の維持に努めてまいります。

可燃ごみについては、根室市への委託処理を継続してまいります。根室市の新たな廃棄物処理施設の建設に対しては、事業費の一部負担とともに、整備に関する連携を図ってまいります。

ごみの不法投棄については、管内市町村で構成する「自然の番人宣言」推進委員会などとの連携の下、根絶に向けた取組を進めてまいります。

交通安全、防犯対策についてです。

交通安全対策について、本町は、本年2月29日現在、死亡交通事故ゼロ1768日を継続しております。悲惨な交通事故を防ぐため、今後も、旗の波啓発や事業所訪問の取組を継続するとともに、関係機関や関係団体と連携を図り、飲酒運転の根絶や高齢者の事故防止、通学時の安全確保などに向けた交通安全運動を広く展開してまいります。

防犯対策については、犯罪や非行のない地域社会を構築するため、町民が安全、安心に暮らせるよう、啓発活動を進めるとともに、青少年は地域で育むという視点の下、関係機関、関係団体と連携を深め、地域における自主的な防犯活動に支援してまいります。

また、厚岸地区防犯ふれあいコンサートを本町で開催するとともに、子どもの犯罪被害防止や特殊詐欺被害防止に向けた防犯意識を高めることで明るく安全で安心なまちづくりを目指してまいります。

住宅、住環境の整備についてです。

民間賃貸住宅等整備の支援については、新年度より新たに民間賃貸住宅等建設促進事業

を創設し、事業者が行う民間賃貸住宅や従業員宿舍の建設費に対して支援することにより、町内における多様なニーズに対応した住まいの整備とともに、企業の安定的雇用や事業継続を促進してまいります。

住環境整備の支援については、安心住まいる促進事業により、住宅の新築や改修費用の一部を助成することで長く安心して住み続けられる住まいづくりを支援してまいります。

町営住宅の整備については、浜中町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の快適な環境整備を図ってまいります。

茶内団地については、昭和63年建設団地の長寿命化工事を実施するとともに、平成3年建設団地の長寿命化に向けた実施設計を進めてまいります。

空き家等の適切な管理については、広報誌等による啓発活動に努めるとともに、除却に対する支援を継続してまいります。

空き家の利活用については、浜中町空家等対策計画に基づき、空き家バンクや相談窓口を開設しながら情報共有等に努めてまいります。

道路、交通網の整備についてです。

町道及び橋梁の整備について、町道については、霧多布2条通、琵琶瀬西岡道路、浜中桜2号通の改良工事、新川1号道路側溝及び茶内通学路通の排水改修を実施してまいります。

橋梁については、浜中町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、万世橋補修工事を実施してまいります。

地域公共交通の維持確保についてです。

町営バスについては、浜中町地域公共交通網形成計画に基づき、町民の身近な生活交通手段として利便性が図られるよう、浜中町地域公共交通活性化協議会や町内の運行委託事業者と連携しながら運行してまいります。

上下水道の整備についてです。

上水道の整備については、浜中町水道ビジョンに基づき、浜中第3号配水池の耐震補強工事を継続するとともに、霧多布配水本管の耐震化更新工事を実施してまいります。

また、水道事業、農業用水道事業とともに、持続可能で健全な事業運営を進め、安全、安心な水道水の供給に取り組むとともに、自然災害などに備え、町内における強靱な水道システムの構築に努めてまいります。

下水道の整備についてです。

特定環境保全公共下水道区域については、第2期浜中町下水道ストックマネジメント計画に基づき、電気及び機械設備等更新工事の実施設計を進めてまいります。

漁業集落排水区域については、漁業集落排水施設機能保全計画に基づき、計装機器の更新工事を実施してまいります。

なお、本年1月末現在における水洗化率は86.1%となっており、今後も、水洗化率の向上に努めるとともに、下水道処理区域外の住民に対する合併処理浄化槽の設置に支援

してまいります。

災害に強く町民に寄り添ったまちづくりについてです。

町土の保全についてです。

治山の推進についてです。

、急傾斜地崩壊や土石流のおそれのある土砂災害警戒区域については、はまなか防災マップ等の活用により周知してまいります。

治水の推進についてです。

水害対策については、防災関係機関と共同で浜中町水防訓練を実施するほか、ノコベリベツ川水害対策連絡会議を通じて関係機関との連携強化を図ってまいります。

海岸保全の推進についてです。

琵琶瀬地区から榊町地区の防潮堤かさ上げについては、早期完成に向け、北海道へ強く要望してまいります。

防災対策の整備についてです。

発生の可能性が高いとされる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、津波、異常気象がもたらす大雨や暴風雪など、予期せぬ自然災害への備えは喫緊の課題であります。特に、地震・津波対策については、本町の避難困難地域における人命を救うことを重点とした事業展開を図ってまいります。

防災対策の推進についてです。

津波避難施設については、津波避難対策緊急事業計画に基づき、丸山散布避難高台の整備を継続してまいります。

琵琶瀬親睦・仲の浜・新川西・暮帰別地区においては、津波避難タワー整備に向けた実施設設計を進めてまいります。

北海道が示す地震、津波による被害想定及び減災目標においては、防災・減災対策の推進により大幅に被害を軽減できるとされていることから、国や北海道に対する技術的・財政的支援を要請してまいります。

避難路の整備については、道道霧多布岬線の湯沸坂歩道と道道琵琶瀬茶内停車場線のM Gロード改良の早期完成に向け、北海道へ要望してまいります。

防災意識の向上については、これまでの災害に関する教訓を伝承する取組や津波防災啓発用V R動画の積極的な活用など、災害に対する正しい知識と行動力を身につけていただけるよう、町内における防犯教育を推進してまいります。

津波避難訓練については、これまで以上に町内会、自治会と連携し、より実践を想定した訓練内容の下で実施してまいります。また、本年も、浜中町防災総合訓練のほか、防災講演会、災害図上訓練、避難所運営訓練などを実施し、多くの関係機関等との連携強化を図りながら地域防災力の強化を図ってまいります。

避難体制の整備についてです。

迅速な避難場所等への避難に関する啓発活動については、はまなか防災マップや広報誌

などを活用し、広く周知してまいります。特に、令和6年能登半島地震の発生を受け、これまで以上に町民に対して冬期間における避難方法の周知に努めてまいります。

避難行動要支援者については、個別避難計画の作成に向けた取組を進めてまいります。行政機能の確保についてです。

業務継続計画については、通常訓練等、実効性を高めるための取組を進めてまいります。消防・救急体制の整備についてです。

消防体制の整備についてです。

消防体制については、釧路東部消防組合浜中消防署との連携を図り、消防職員の育成や消防団員の確保、養成を図るとともに、各種訓練や消防団活動への支援により、本町における消防力の強化に努めてまいります。

消防設備等については、水槽付消防ポンプ車1台の更新と第5分団庁舎の改修などを進めてまいります。

救急体制の整備については、高度な応急措置と搬送体制の維持に努めてまいります。

子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくりについてです。

地域福祉についてです。

地域で支える基盤づくりについては、地域福祉の中核を担う浜中町社会福祉協議会の事業運営に支援するとともに、当協議会の新たな事務所として、旧琵琶瀬小学校校舎の改修工事を実施してまいります。

要支援者の支援については、民生委員児童委員や関係機関との連携を図ってまいります。

地域共生社会の推進については、浜中町地域活動支援センターを共生型地域福祉の活動拠点として、障がい者と高齢者、地域住民との交流を推進するとともに、障がいのある方々への生産活動等の機会提供に努めてまいります。また、宅配用弁当の高齢者配食サービス事業については、高齢者の見守り対策と併せながら継続してまいります。

高齢者福祉については、浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を総括的かつ計画的に推進してまいります。高齢者の方々への生きがい対策として、地域における活動支援を継続してまいります。

福祉サービスについては、それぞれの地域で障がい者や高齢者の方々の安全、安心な生活が確保されるよう、外出支援、自立生活支援、除雪サービスを実施してまいります。また、難聴者の社会参加を促進するに当たり、新年度より、新たに補聴器の購入に支援してまいります。

健康づくりと介護予防については、高齢者が活動的で生きがいのある生活を営むことができるよう、後期高齢者の健診受診促進に向けた健診無料化のほか、感染症対策として、インフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種料助成を継続してまいります。また、地域において、介護予防教室や健康教室を実施してまいります。

介護保険制度とサービスの充実については、介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援と認定された方々への訪問・通所サービスを展開するとともに、認知症高齢者に対

応する施策を総合的に推進し、支援を必要とする方々を地域で支える地域包括ケアシステムの強化を図ってまいります。また、地域の介護中核である浜中福祉会の事業運営に支援するとともに、介護サービス等の連携を図ってまいります。

介護職員の人材育成と確保についてです。

介護職員の人材不足は本町も喫緊の課題であることから、介護職員初任者研修の受講希望者への助成のほか、浜中福祉会の人材確保事業に支援してまいります。また、浜中町福祉職修学資金貸付制度の周知啓発を図り、町内における福祉職の人材確保に取り組んでまいります。

障がい者福祉については、浜中町第7期障がい福祉計画及び浜中町第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービス等を計画的に推進してまいります。

日常生活支援、社会参加の促進については、障がいのある方々が地域の中で自立した生活が送れるよう、浜中町地域活動支援センターでの事業展開を図ってまいります。また、相談支援等を実施することにより、的確な福祉サービスの提供に努めてまいります。

浜中町子ども発達支援センターについては、言葉や身体の発達などに不安を抱える児童をサポートしながら通所者に対する療育の充実を図ってまいります。

子育て支援、児童福祉についてです。

母子保健等についてです。

産後ケア事業については、利用料の全額公費負担を継続し、産前産後サポート等の妊娠・出産包括支援事業を展開してまいります。また、新年度から、妊産婦健診に係る費用の一部助成を拡充するとともに、1か月児健診や新生児聴覚検査の全額助成のほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などにより、妊娠期、出産、子育て期の全てにおける支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援アプリ情報配信サービス、妊産婦健診交通費の助成、誕生祝い品として積み木のプレゼントを継続するほか、新年度より新たに不妊治療交通費の一部助成を実施してまいります。

保育所の運営については、町内保育所において、保育を必要とする家庭に対し、通常保育のほか、一時預かり、延長保育、子育て支援センター事業を展開してまいります。

さらには、全ての保育所での給食提供及び利用者の給食費無償化など、様々な保育サービスの提供により、働く世代の方々などの子育て環境の充実に努めてまいります。

放課後児童の健全育成について、放課後児童クラブについては、2地区で開設し、保護者等が子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めてまいります。また、子ども預かり等の相互援助を行うファミリーサポートセンター事業を継続してまいります。

新年度より新たに家事や育児の援助を行う子育て世帯訪問支援事業を実施してまいります。さらに、新年度より、新たに、子どもを一時的に養育困難となった場合に対応できるよう、子どもショートステイ事業を展開してまいります。浜中町子ども家庭総合支援拠点については、対象者の相談と支援の充実を図ってまいります。

ひとり親、低所得者福祉についてです。

生活支援については、ひとり親家庭や生活保護世帯など、低所得者世帯が自立した生活を送ることができるよう、各種制度の周知や相談支援とともに、福祉灯油購入助成や生活支援金の給付を継続してまいります。

医療体制の整備についてです。

地域医療の充実についてです。

浜中診療所については、常勤医師2名が患者に寄り添うかかりつけ医となり、より充実した医療サービスの提供に努めてまいります。

医療連携については、北海道大学病院の派遣医師による外来診療、町立厚岸病院との夜間、休日の救急医療連携を継続してまいります。

歯科医療については、委託する歯科医師との連携を密にし、町内における診療体制を維持してまいります。さらに、町民一人一人の命を守る対策として、高齢者や障がいをもつ方への命のバトンを配付し、浜中町健康・医療相談ダイヤル24の活用促進を図ってまいります。

保険健康づくりの推進についてです。

保健予防対策については、小児の感染症予防のため、各医療機関と連携して定期接種を無料実施するとともに、1歳児から高校生までもを対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成のほか、新年度より新たに未就学児のおたふくかぜワクチン接種料の全額助成を実施してまいります。

風疹の予防対策については、定期接種の機会のなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの男性の抗体検査及び予防接種を無料で実施してまいります。

健康づくりについてです。

がん検診や特定健診については完全無料で実施してまいります。加えて、20歳から39歳までの国民健康保険加入者の若年健診、休日を活用した健診や未受診者対策を進めてまいります。

さらに、生活習慣病予防に向けた特定保健指導を徹底するとともに、浜中町健康増進計画に基づき、町民の健康の保持、増進に努めてまいります。

保険年金についてです。

国民健康保険事業等についてです。

国民健康保険については、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を図るとともに、浜中町国民健康保険運営協議会での審議の下、健全な運営に努めてまいります。また、浜中町国民健康保険第2期データヘルス計画や浜中町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防など、加入者の医療費適正化事業に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合との連携の下、適正な事務を進めてまいります。

国民年金等については、年金事務所との連携の下、適正な事務を進めるとともに、町民への年金制度に関する適切な情報提供に努めてまいります。

地域とともに歩む創意に満ちたまちづくりについてです。

町民との共創によるまちづくりについてです。

町民参画については、町民と行政がより一体となったまちづくりを推進するに当たり、町民の皆様から行政に届けられる意見や要望などの的確な把握に努めてまいります。また、町内会、自治会、各団体からの要望などを随時受け付け、開かれた行政運営を進めてまいります。

広報活動の充実についてです。

行政情報等については、広報誌、町ホームページ、防災行政無線を活用しながら的確かつ幅広い発信に努めてまいります。

コミュニティー活動の推進についてです。

地域振興補助についてです。

地域のコミュニティー団体が実施する地域活性化に向けた事業などについては、地域振興補助により支援してまいります。

人づくり事業についてです。

本町の将来を担う人材育成が図られるよう、地域活性化や産業・地域振興につながる事業については、人づくり事業として支援してまいります。

公共施設の整備についてです。

公の集会施設については、老朽化の著しい湯沸母と子の家の建て替え工事に向けた実施設計、茶内第三寿の家の解体工事を実施してまいります。

また、既存施設の長寿命化を図るため、共和会館の外部補修工事、茶内コミュニティーセンター多目的ホールの照明改修工事を実施してまいります。

行政運営についてです。

行政改革と執行体制についてです。

行政改革については、第9次浜中町行政改革大綱の評価実績を行い、安全で良質な公共サービスの確実かつ効率的な提供に向け、事務事業の見直しを図るとともに、第10次浜中町行政改革大綱を策定してまいります。加えて、職員の適正配置や人材育成など、将来を見据えた組織体制づくりに向けた検討を進めてまいります。

浜中町総合教育会議が策定した浜中町教育大綱の基本方針に基づき、町と教育委員会が連携の下、学校教育と社会教育のさらなる充実を目指してまいります。

ふるさと納税については、農業、漁業、商工業が一体となり、より魅力あふれる地場産品の拡充や開発を図るとともに、本町のPRとして大いに活用できるよう、さらなる事業の展開、充実を目指してまいります。

新年度より、新たに、国が認定した地域再生計画に基づく本町の地域創生事業に対して企業が寄附を行う浜中町企業版ふるさと納税制度を創設し、地域活性化に資する事業展開

につなげてまいります。

情報管理については、刻一刻と変化する情報化社会に適切に対応するため、ICT及びDXの推進を図ってまいります。また、安全、安心な行政サービスの提供に向け、個人情報保護法に基づく制度の強化と情報セキュリティ対策に取り組むとともに、町民の利便性向上のため、電子申請をはじめとした業務のデジタル化を推進してまいります。

マイナンバーカードについては、令和6年12月から現在の健康保険証と一体化したマイナ保険証として利用が開始されることを踏まえ、窓口や広報誌などを活用しながら町民への取得促進を図ってまいります。

健全な財政運営の推進についてです。

長期的視野に基づく財政運営についてです。

本町の財政運営は、地方交付税及び補助金、交付金などにその多くを依存しております。大型事業等の展開においては、財源確保に向け、より有利な地方債等の借入れを行うなど、莫大な財政負担が伴うことがないように取り組んでまいります。しかし、人口減少を要因とする社会保障費の増加、昨今の物価高騰等の影響、公共施設やインフラの改修整備が必要となるなど、まちづくりを進めていく上で対応すべき行政課題が山積しております。今後、第6期浜中町まちづくり総合計画に基づき、長期的視野に立った計画性のある事業展開と財政健全化を図りながら、将来負担が決して過大とならないよう、安定した財政基盤づくりに取り組んでまいります。

適正、公平な課税の推進についてです。

貴重な自主財源である地方税の課税事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈、適用を的確に行い、適法性、統一性の確保に努めてまいります。

町での収納対策については、税制度や課税内容の丁寧な説明に努め、納税意識の高揚を図ってまいります。

また、コンビニ収納やスマホアプリ決済を継続するほか、地方税共通納税システムの対象税目拡大により納付手段の多様化を図り、納税環境の充実に努めてまいります。

債権管理の適正化については、使用料や手数料などの自主財源の確保に向け、浜中町債権管理条例に基づいた適正な債権管理と事務の統一化を図り、受益者負担の公平性と財政健全化に努めてまいります。

地域間交流の推進についてです。

他地域との交流については、これまで本町と関わりを持つ地域との協力、連携を深めることを目的とし、新たな地域間交流の創出に向けた検討を進めてまいります。

広域行政の推進についてです。

各市町村や関係団体との広域連携について、釧路定住自立圏協定や根釧酪農ビジョン推進会議などにおいて、各市町村や関係機関などとの広域連携を図ってまいります。

北海道横断自動車道根室線については、各期成会や沿線自治体などと連携し、整備促進に向けた要望活動を進めてまいります。

以上、令和6年度の町政執行方針といたします。

結びに、私は、昨年10月、町長就任後の所信表明で、産業振興で持続するまちづくり、元気あふれる活気に満ちたまちづくり、自然と共生するまちづくり、安全、安心な生活を守るまちづくり、次代を担う子どもたちのためのまちづくりという五つの重点政策を掲げました。何より私が目指すのは、全ての町民の皆様が安心して年を重ね、人も地域も輝き続ける魅力あふれる浜中町の姿を描くことでもあります。

デジタル化による情報化社会の進展、あるいは、人口減少による地域社会の変革など、私たちにとりましては、数年先の社会情勢を予測することさえ難しい時代になっております。そのような中、行政に求められるニーズもより高度化、多様化しておりますが、私は、行政課題と正面から向き合い、町民の皆様とともに、オール浜中でまちづくりの推進に全力を尽くしてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

日程第3 教育行政執行方針

○議長（落合俊雄君） 日程第3、教育行政執行方針を議題とします。

教育長より、令和6年度教育行政執行方針の表明を受けます。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 令和6年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、教育行政を代表し、教育行政執行に対する所信と教育行政運営の基本的な考えを申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解とご協力をいただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上で5類になり、世の中が少しずつ日常を取り戻しています。しかし、時代は、多様化、グローバル化、電子化、情報化が進み、非連続で予測困難であるとともに、人口減少社会が進行する一方で、全ての人と物がつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すIoTでSociety 5.0社会時代の到来により、課題や困難を克服していく大きな変革期を迎えております。

私たちには、これまでのコロナ禍の経験を生かしつつ、従来の枠組みにとらわれない教育活動の全ての分野において再構築を図ることが求められております。

そこで、本町教育の基本理念である「ふるさと浜中に生き 豊かなまちを拓き創造する人づくり」、さらには、第6期浜中町まちづくり総合計画の基本目標である「豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり」の実現に向け、浜中町は、この大きな変革期であることに向き合い、本町教育のよさを次代に引き継ぐために、持続可能な教育環境を意図的に計画づけ、浜中町の新しい学校づくり計画、霧多布高等学校の存続に向けた取組、給食調理業務の委託実施、リニューアルした総合文化センターの機能を生かした取組を進めてまいります。

また、本町教育のよさを最大限に生かし、防災教育の充実、教員の労働環境や学校教育環境、部活動地域移行の整備、社会教育環境の充実を進め、次代に悔いを残さないような新たな教育行政施策を覚悟を持って行ってまいります。

豊かな学びを育み、挑戦に向かって挑戦し続ける人づくりについてです。

学校教育の充実についてです。

生きる力は、知——確かな学力、徳——豊かな心、体——健やかな体の調和の取れた力です。学校教育では、この生きる力の育成に向けた教育の充実に取り組んでまいります。

今日のように急激に変化する時代だからこそ、学校は、その状況を前向きに受け止める姿勢が大切です。

学校教育では、人間ならではの創造性を働かせる資質、能力を育成し、ふるさとへの誇りや愛着を深め、児童生徒が自ら進んで学びに向かい、人生を主体的に切り開く力を育てる教育を推進してまいります。

教育内容の充実については、各学校の教育課程に基づき、組織的、計画的に教育活動の質を高めていくカリキュラムマネジメントの実現により充実させてまいります。

生きる力の育成についてです。

確かな学力の育成については、町独自の学力調査や全国学力・学習状況調査などの各種学力調査の結果を活用し、児童生徒の学力などに関する客観的なデータに基づいた組織的な授業改善を推進してまいります。

また、主体的に学ぶ力の育成に向けたデジタル教科書やICTの利活用を進め、個別最適な学びと協働的な学びを一体として実現する授業改善により一層取り組むとともに、今日的教育課題の解決や自校の教育課題の解決に向けた研究を学校全体で率先して行う学校を研究校として指定し、学校における教育研究への指導、支援を行ってまいります。

あわせて、家庭との連携に基づいた放課後学習や長期休業中の補充学習、1人1台端末を活用した児童生徒一人一人の実態に合わせた学習保障をしてまいります。

豊かな心の育成については、道徳教育の充実に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論する道徳授業の実践化を図るとともに、生徒指導提要进行を活用した取組として、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全、安心な風土の情勢についての研修を進め、全教職員の共通理解、共通実施により取り組んでまいります。

また、学校図書館の管理体制の整備や情報化に取り組み、家庭や地域と連携して、日常から本に親しむ習慣の定着に向けた読書活動を行ってまいります。

いじめ、不登校等の問題に関しては、浜中町子ども地区会議や1学校1運動の実施、未然防止及び早期対応のための教育相談の充実、スクールカウンセラーの配置、相談相手や心のつながり、学習保障のためにICTを活用してまいります。

健やかな体の育成については、体力、運動能力、運動習慣など、調査結果の分析に基づいた計画を策定し、体育科の授業改善はもとより、継続して運動を続ける意欲を引き出す体力向上の取組を推進してまいります。

地域の特色を生かした教育や学校運営協議会制度の充実についてです。

地域の特色を生かした教育の充実につきましては、散布小中学校の海洋教育の成果を生かし、各校の総合的な学習の時間を充実させ、暑さ問題、地球温暖化対策等、各学校の実態に応じたSDGsの視点により、持続可能な循環型教育活動の展開を目指します。

インターネット上の情報に頼ることなく、ふるさと浜中の学習材や人材と出合わせ、体験を大切に、児童生徒自らが問題を発見し、解決していく活動を重視いたします。

また、環境保全活動や環境問題の解決に学校ぐるみで取り組む学校版環境ISOや美しい自然環境を未来に引き継ぐまちづくりに参加する自然の番人宣言の取組を継続してまいります。

保、小・中・高等学校における校種間連携や地域との連携については、教職員の交流、子どもの交流、確実な引継ぎを進めるなど、それぞれの校種間における組織的な連携、接続を円滑にします。とりわけ、保小連携事業につきましては、目指す6歳の姿を校種間の全職員が共有し、架け橋期のカリキュラムの策定に努めてまいります。

小・中・高等学校につきましては、児童生徒の理解に向けた実態交流や授業交流を通して、12年間を見据えた切れ目のない指導、支援の充実に努めてまいります。

また、地域住民が児童生徒に関する課題や目標を共有し、学校運営に参画することを通して学校運営の改善、充実を図るコミュニティ・スクールを町内全ての小・中学校において活用し、保護者や地域住民による熟議の下、学校、保護者、地域の連携による学校づくりを推進してまいります。

特別支援教育の充実については、児童生徒一人一人の実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の策定と実施により将来の自立につながる支援を実施してまいります。そのために、教職員、保護者によるアセスメントの力を高め、特別支援担任による適切な教材の準備や児童生徒への関わりができるよう、LITALICO教育ソフトを教職員用校務パソコンに導入し、効率的、効果的な特別支援教育の充実に努めます。

また、学習支援員の配置や、浜中町特別支援マップを作成し、町教育支援委員会や町健康福祉課、保育所など、関係機関との連携を通して障がいのある児童生徒とその保護者の教育的ニーズを適切に捉えた支援を行ってまいります。

国際理解教育及び外国語教育の充実については、児童生徒が将来にわたって異文化理解や異文化コミュニケーションを行っていただけるよう、小学校に外国語専科教諭の配置、外国語活動指導助手、中・高等学校に外国語指導助手を派遣し、児童生徒にとって魅力あふれる外国語教育を推進してまいります。

ICT教育の充実については、情報活用能力の育成に向け、ICTを活用した教育、プログラミング教育の充実に努め、児童生徒一人一人に個別最適化され、創造性を育むGIGAスクール構想の具現化に向けた授業改善と遠隔地の学校や企業とリモートでつながる授業の試行を推進してまいります。また、具体的なICT機器等の教室配備計画を策定し、計画的なICT環境の充実に努めます。

教職員の指導力向上については、町教育委員会主催の研修会を開催するとともに、釧路教育局や教育研究所と連携しながら各種研修会への参加を促進し、教職員の資質、能力の向上に努めてまいります。特に、児童生徒の目指す資質、能力を明確にし、学ぶ力を高めることに着眼した研修を進めるとともに、1人1台端末を積極的に活用し、協働的な学びを実現する授業改善のため、今年度に導入したロイロノートなどの活用方法を含めた研修の機会を設定し、教職員のICT活用能力の向上にも努めてまいります。

学校における働き方改革の推進については、浜中町働き方改革アクションプラン（第3期）を策定し、校務の効率化と役割分担の推進、学校運営体制の見直し、教職員の意識の変容を促す取組、学校サポート体制の充実を進めてまいります。

教育環境については、児童生徒や教員にとって安心、安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。また、保護者への経済的負担軽減にも取り組んでまいります。

校舎、屋体については、各種学校設備の保守点検を実施するなど、児童生徒及び利用者の安心、安全や施設の老朽化の緊急度を考慮しながら改修、補修を行い、施設、備品の維持管理に努めてまいります。

閉校施設については、町長部局と連携し、利活用の可能性や老朽化施設の解体を検討してまいります。

教員住宅については、教員住宅の改修、補修や民間住宅へのあっせんを行い、快適な住環境の提供に努めてまいります。

学校配置の適正化については、本町の今後のまちづくりに即した新しい学校の在り方について、保護者や地域との話し合いや情報発信を行いながら、学校適正配置基本計画の作成に努めてまいります。

スクールバスの運行については、バス通学における児童生徒の負担軽減を図るため、適切な路線設定による効率的な運行を行い、安全運行を徹底してまいります。

児童生徒の安全確保については、学校の実態に即した危機管理マニュアルに基づき、地震や津波災害などの具体的状況を想定した訓練を実施し、安全確保に努めてまいります。

また、防災教育の充実を進め、居住地域による適切な防災教育を行い、そのために浜中町として児童生徒に育てたい資質、能力を明確にし、学習コンテンツづくりや罹災後を想定した町民皆で乗り越える風土づくりができる教育の準備を進めてまいります。

さらに、家庭や地域、各関係機関と連携しながら校内外、登下校時の安全対策に取り組み、病気やけがの予防、薬物乱用の防止、心身の発達と性に関する指導を通して、自ら身を守ることでできる子どもを育成する安全教育を実施してまいります。

保護者負担の軽減については、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や修学旅行費の援助、育英基金を活用した奨学金の給付、遠距離通学費助成を引き続き実施してまいります。

学校給食の充実については、公会計により、歳入、歳出を透明化し、食材価格の変動に

対応するため、計画的な食材などの購入に努め、民間へ調理業務の委託により、安定的に安心で安全なおいしい学校給食を提供してまいります。また、学校と栄養教諭が連携し、望ましい栄養摂取や食習慣など、食に関する正しい理解と地元食材の活用を通して、食材に関わる人たちの存在、食文化や体力、健康と結びつけた食育を実施してまいります。

高等学校教育の振興については、社会人としての基礎を培う教育活動の充実、地域に貢献する人材を輩出する学校づくりに積極的に取り組んでまいります。また、地域住民に愛され、信頼される魅力にあふれた学校生活を学校ホームページなどで発信してまいります。さらには、入学者獲得のため、広報活動を展開するとともに、地域密着型で魅力ある教育課程の編成を検討してまいります。

教育内容の充実については、町立高校として、地域資源を最大限に生かした浜中学をはじめとした探究学習や企業体験学習などのキャリア教育の特色ある教育活動を活性化し、地域社会に貢献する人材を育成してまいります。

海外交流視察研修は、外国語をツールとして発信、交流、課題解決や問題提起ができる国際的な視野に立つ人材を育成し、国内の産業視察研修、環境視察研修は、事業内容の充実を図り、生徒の知見を高め、郷土愛を育み、これら視察研修での学習内容を地域へ還元できるよう引き続き実施してまいります。

また、生徒一人一人の個性や能力に応じた指導の充実を目指し、少人数指導や習熟度別授業及び学習支援員を配置した学習指導、個別支援制度を活用した進路指導により、生徒のニーズに応えたきめ細やかな教育を推進してまいります。

さらには、高度情報化社会に対応できる人材の育成に向けて、ICT機器を活用した授業展開や主権者教育の充実など、知識や技術はもとより、未来社会で生き抜く力の育成に努めてまいります。

教育環境の整備、充実については、防災意識を高めるため、避難訓練を実施するとともに、町と連携した防災計画、防災マニュアルになるよう見直し、防災体制の充実を図ってまいります。

スクールバスを運行し、通常の登下校及び部活動後の下校の手段並びに各種学校行事などにおける生徒の移動手段を引き続き確保してまいります。

また、教職員の働き方改革のため、ICT機器の整備と活用を進めてまいります。

さらには、保護者の負担を軽減するため、遠距離通学費、各種模擬・検定試験費用の全額補助、見学旅行費の一部補助を引き続き実施し、生徒の安定した高校生活の支援に努めてまいります。

社会教育の推進と充実についてです。

町民が生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を営むためには、生涯各期での様々な学びが必要なことから、町民の自主的、主体的な活動を支援するとともに、課題に応じた学習機会を提供してまいります。また、社会教育活動に関する課題を捉え、それらに関係団体と連携協力の下で解決へと結びつけるコーディネート機能の充実にも努めてまいります。

乳幼児期教育の充実については、乳幼児の豊かな心を育み、健やかな発達を促し、親子の触れ合いを深めるため、にこにこファミリーフェア、ブックスタート、おもちゃ遊び、スポーツ体験などの事業を引き続き実施するほか、町健康福祉課や保育所と連携協力を図ってまいります。

青少年期教育の充実については、青少年に体験を通じた学習の機会を提供するため、少年少女国内派遣事業、中・高校生ボランティアリーダー養成講座などを引き続き実施するほか、学校向けの事業、生涯学習活動推進支援事業、少年と高齢者とのふれあい促進事業、親子ふれあい学級、中学生の陶芸体験を通して、学校との連携協力を図ってまいります。このほか、青少年の健全育成のため、少年の主張大会を実施してまいります。

成人期教育の充実については、成人に地域課題の解決や生活に生かされる学びの機会を提供するため、講演会を実施するほか、事業を通して仲間づくりや主体的に活動することのできる人材の育成に取り組んでまいります。

また、子育て世代に向けた子育てセミナーや家庭教育講演会を実施するなど、町民の多様な生活基盤に対応した学習機会の充実を図るとともに、総合文化センター内に子育て世代が気軽に集える交流スペースを創出し、仲間づくりや子育てに対する不安や悩みの解消につながる支援体制の整備に努めてまいります。

高齢期教育の充実については、高齢者の健康で文化的な生活を支えるため、生きがい教室を実施するほか、町健康福祉課や社会福祉協議会と連携協力を図ってまいります。

学習拠点の充実については、学習拠点としてリニューアルした総合文化センターの機能を活用し、誰もが文化芸術活動に触れ合うことのできるような芸術鑑賞事業や文化活動体験事業の開催に取り組んでまいります。

また、施設が有する図書館・博物館機能を通じて、読書活動の推進や歴史学習の機会の提供を図るとともに、社会教育活動の情報発信に努めてまいります。

芸術文化活動の推進についてです。

芸術や文化は、豊かな情緒と感性を育み、人生に楽しみと潤いをもたらしてくれます。豊かで文化的な生活を営むため、芸術文化に親しみ、深めていくことができるよう、機会を提供してまいります。

また、町民が生涯各期において自らの趣味、嗜好に応じて芸術文化に親しむことができるよう、芸術文化活動の推進に努めてまいります。

芸術文化の振興については、地域の芸術文化活動の持続可能性を高めるため、文化協会や各団体へ引き続き支援するほか、活動の成果を発表する機会として総合文化祭を継続して開催するとともに、全道・全国規模の大会に出場する個人及び団体へ支援してまいります。

文化財の保護、保全については、文化財の重要性への理解を深め、後世へ受け継いでいくため、引き続き文化財の保護に努めてまいります。また、総合文化センター郷土資料展示室を活用した学習機会の充実を図り、本町の自然や歴史、文化を後世へ伝承していく役

割を担ってまいります。

スポーツの振興についてです。

気軽にスポーツを楽しむことは、心身ともに健康で明るい生活をもたらしてくれます。また、健康への意識が高まり、スポーツを通じた健康づくりに関心が向けられております。このため、本町においては、豊かで健康的な生活を営むために、スポーツに親しみ、深めていくことができるよう、機会を提供してまいります。

また、各スポーツ事業を展開する上で利用者の安全を確保することはもちろんのこと、近年の気候変動により、猛暑日が続く場合の施設対応や熱中症対策等を徹底し、町民が安全、安心して親しむことができるよう、スポーツの振興に取り組んでまいります。

スポーツ活動の振興については、地域のスポーツ活動の持続可能性を高めるために、引き続き、スポーツ協会やスポーツ少年団、各団体への支援のほか、活動の成果として、全道・全国規模の大会に出場する個人及び団体への支援を実施してまいります。

また、スポーツ推進委員会を中心として、子どもがスポーツに参加する機会を充実させ、町民誰もがスポーツ及びレクリエーション活動を実践し、参加することができるスポーツ教室や競技大会を企画、運営し、競技人口の拡大と指導者の育成に努めてまいります。

部活動の地域移行についてです。

本町の中学校における部活動の地域移行については、昨年設置しました部活動地域移行検討協議会の意見等を踏まえ、部活動を拠点校化とし、生徒がスポーツ・文化芸術活動を格差なく活動できる環境整備に取り組んでまいります。

拠点校化に向けては、生徒の送迎方法や教員に代わる指導者の確保など、様々な課題を整理し、スポーツ協会及び文化協会などの関係機関との連携を図りながら取り組んでまいります。

また、部活動の地域移行と併せ、児童のスポーツ・文化芸術活動を支援し、町内の小・中学生が一体となってスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりも併せて進めてまいります。

スポーツ施設の充実については、町民の主体的なスポーツの活動を支援するために大規模運動公園をはじめとした社会体育施設の利用促進を図ってまいります。このほか、施設の長寿命化に向け、計画的な改修を実施してまいります。

以上、令和6年度の教育行政執行方針といたします。

結びになりますが、現代における教育課題は高度化、複雑化しており、それに伴って教育行政が取り組むべき使命も非常に重くなっております。しかし、ふるさと浜中に誇りと愛着を持ち、本町の未来を担う子どもたちが未来の夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶ学校教育と生涯にわたる学びや文化、スポーツに親しみ、生活に潤いと活力を生み出す社会教育を積極的に展開してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

日程第4 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

5 番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 通告に従い、一般質問を行います。

質問事項は、本町の自然環境、景観保全の施策はであります。

町政執行方針は、第6期浜中町まちづくり総合計画の体系に沿って令和6年度の施策を記しております。その中で、確認の意味を含め、本町の産業を守り育てる自然環境と景観形成について伺います。

執行方針11ページの①の自然環境の保全に係る浜中町環境基本計画は、令和7年度から新たな計画期間となるので、浜中町環境基本条例に基づいた改定を進めるとのことですが、6年度はどのような体制で行うのでしょうか。

また、執行方針の12ページの②の魅力ある景観形成については、浜中町景観条例を基本に、新たな景観行政団体への移行を行うとともに、浜中町景観計画を策定し、本町における景観形成を講ずるとのことです。

この景観条例と景観計画については、令和5年3月定例会で、令和4年から5年度に作成し、条例施行は令和6年4月と明言されておりますが、そのような認識でよいのか、また、計画期間の運用開始に先立って、町民にパブリックコメントを求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

なお、再生可能エネルギーの設置に関する条例の見直しに関しては、規則の禁止区域の表を再度見直したいとのことでしたが、その後の対応について伺っておきたいと思っております。

まず、お答えをいただきます。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、環境基本計画の体制についてお答えいたします。

次年度の体制としましては、住民環境課環境政策係が事務局を担います。環境審議会委員を4月に委嘱し、令和7年度から令和16年度までの第3次浜中町環境基本計画を令和6年中に自前で作成したいと考えています。

スケジュール的には、まず、計画案を事務局で作成し、年3回程度の審議会を経て、環境基本計画を完成させたいと思っております。

計画内容につきましても、現在の環境の形態に沿ったものを盛り込みながらの内容で作成したいと考えております。

次に、浜中町景観計画に係ることにお答えいたします。

浜中町景観条例につきましては、議案第12号で上程させていただいていますが、議決

がいただければ、施行日は令和6年4月1日となります。

景観行政団体についても、3月1日に景観行政団体移行の旨を告示しておりますので、令和6年4月1日となります。

景観計画につきましては、3月中に計画案をまとめたいと思っております。

景観法第9条において、「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されておりますので、計画案について、4月中に1か月程度の期間を設けてパブリックコメントを行いたいと考えております。

そのうち、パブリックコメントを反映した計画案を、景観審議会での意見をいただき、告知することとなりまして、時期としては6月1日を考えているところです。

次に、再生可能エネルギー設置に関する条例の見直しの件です。

再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の見直しについては、12月定例会で町長も触れておりますが、第3条第9号の周辺関係者の説明の範囲につきましては、現在の「事業区域の境界から100メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び設置事業によりその所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者」という条文に「自治会や町内会にも説明する」という文言を追加した条例改正を6月定例会に上程させていただきたいと考えています。

規則の禁止区域については、脱炭素社会の実現とのバランスを取りながらも、鳥獣保護区やラムサール条約登録湿地を禁止区域に加えようと考えておりますが、私有地も含まれることから、十分に協議、検討をしてみたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） まず、環境基本計画の関係です。

基本的には自前で作成し、その後、各課長会議等に回るほか、環境審議会でも3回ぐらい揉んで制定したいというような答えだったと思います。その計画については大きく変わるものではないと思いますので、ぜひ、そのように進めていただければと私も思っております。

それから、2点目になりますけども、景観条例と景観計画の関係です。

これについても明確に答えていただきました。以前の3月の定例会で確認したとおり、令和4年から5年度までに作成し、条例施行は6年4月ということでありました。

改めて確認しますけれども、景観行政団体への移行については4月1日と発言されたような気がするのですが、よろしいのですね。

そして、パブコメの関係です。

私の質問事項の中では条例施行に先立ちと書いてありましたが、言い直しをしました。景観計画の運用開始前にパブコメをすべきではないかと質問内容を変えておりましたけれども、そのとおり、4月中にパブコメを実施するということだったと思います。これは町民の声を反映させるということですから、パブリックコメントを取って、それに対

する返答もきちっと返すというようなことをぜひやっていただきたいと思います。

ただ、景観計画の運用開始はいつからかということを確認させていただきます。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 景観計画に関しましては、先ほど言ったように、4月中にパブリックコメントをいただこうと考えております。また、当然、議員がおっしゃるように、パブリックコメントが役場に届いた場合は、それに返答もしますし、それを計画に盛り込みます。そして、実際に計画が動き出すのは令和6年6月1日を考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 運用開始については6月1日からということであります。

再生可能エネルギーの関係についてもお答えをいただきました。

本当に前向きに考えていただいているなと思いましたが、私にとっては大変うれしい答弁を聞かせていただきました。

私は、再生可能エネルギーの規則が改正されるのかなと思っていましたが、条例もきちっと改定するということですね。道路から何メートル以内については規制の対象ですということも含めてやるし、鳥獣保護区やラムサール条約のことについてもきちっと明記するというようなことでしたので、本当にありがたいなと思います。

再生可能エネルギーといってもいろいろとあって、一番問題視しているのは太陽光発電なのです。電気を売電するということを目的として建てられたメガソーラー的なものについては規制をきちんとすべきだ、景観上よろしくないとは申し上げてきたわけです。

また、太陽光発電以外にも風車があります。ですから、風車についても、景観条例と併せて、高さの制限などを含めて加えるべきだと私は思っています。それも再生可能エネルギーに入るといえばそれまでですけれども、それも含めて対応していただきたいな思っております。

この件についてのお答えは結構です。そういう方向で進めてくれるというだけで私は十分に理解いたしました。

なお、鶴居村が景観条例を制定し、2月8日に景観計画が決定されて、3月1日から施行されているということでもあります。ここも重点区域を規定しております。鶴居村の場合は、沿道区域を重点にする、それから、市街地の景観区域の二つの区域を定め、特別区域として開発などを厳しく規制するといったことです。また、その他の一般区域についても規制があるということでもあります。

これについてはポイントなんかが示されておりまして、例えば、出力10キロワット以上の太陽光発電の建設に関しては届出が必要ということですね。それから、重点道路の沿道区域については村が策定済みの太陽光発電施設の建設規制に関する条例に基づき、建設中止を求めることができる抑制区域に含めるなど、結構厳しい規制措置がされておりまして、日本一美しい村を自称するだけあって景観に配慮した村づくりをしているということですね。

我が浜中町においても、霧多布湿原をはじめとした貴重な自然環境が残っています。自

然環境だけではなく、産業関係も景観になるすばらしいものだと思うのです。働いている姿を観光客が見る、昆布干しをしているところを見る、それも景観の一部になるということですから、ぜひ、そういったことすばらしい景観計画をつくっていただきたいです。

私も、景観計画を作成する際のミーティングに参加をさせていただきました。その中でワークショップもやっており、いろいろな観点から話が出されておりますので、ぜひ、これらの意見を取り入れていただきたいなと思います。

多くの町民の方も参加してくれておりましたので、その対応について伺い、1点目を終わりたいと思います。

できれば町長から総括的なお答えをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

我々も、鶴居村の条例や計画を拝見させてもらっておりますし、規制の取組状況等も参考にさせていただきながら、我々、浜中町の景観計画、景観条例に参考にしてまいりたいと思っております。

何といたしまして、自然景観に限らず、浜中町も1次産業のまちでありまして、産業景観も重視しておりますので、そのことも含めて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 2項目めの質問に移りたいと思います。

2項目めの質問は、商工業者への新たな支援制度の詳細はであります。

これは12月定例議会でも伺っておりましたが、詳細については、今、考え中という話がありました。しかし、今回の執行方針では明確に制度の創設についてうたわれておりました。

8ページには新たに創設された創業支援事業補助制度と小規模事業継続支援補助制度とありますし、13ページには民間賃貸住宅等建設促進事業を創設するとあります。

商工業者に喜ばれる制度の創設を期待しておりますけれども、この三つの設計の細部についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 質問にお答えいたします。

まず、商工業者への新たな支援制度の詳細についてです。

この件につきましては、さきの12月定例会において5番議員より町長の所信表明についてご質問がありましたが、新たな創業支援制度について、その考えを述べさせていただいたところであります。

ご質問のありましたこのたび創設する浜中町創業支援事業補助制度は、本町の商工業の振興や活性化を図るため、町内において起業する方に対し、その費用の一部を支援するも

のであります。

制度の細部ということでもありますので、その制度の内容についてご説明申し上げたいと思います。

まず、町内に新たに事業所を新築した場合、また、物件等を購入し、増改築等をする場合で、新築に関しましては補助限度額を500万円とする総事業費に対する2分の1、中古物件の購入に関しましては、補助率は同じく2分の1で、200万円が補助上限額、増改築、改修等に関しましては、補助率は同じく2分の1で、補助限度額を200万円としております。

また、事業所の開設に係る設備、備品等の購入に関しましては、補助率2分の1以内で200万円を補助限度額としております。

最後に、事業所の賃借料についてですが、中古物件等を購入できない場合、賃貸借等が想定されますので、それに対する賃貸料の補助率を10分の10以内とし、月額5万円を上限としております。

なお、賃貸料の補助期間は12か月以内としているところでございます。

次に、浜中町小規模事業継続支援補助制度についてですが、町内の小規模事業者の事業継続拡大に向けた取組に支援することにより、商工業の振興や活性化を図ることを目的とした制度でありまして、内容としましては、町内の小規模事業者が既存店舗等の増改築、改修及び備品等を購入した場合に一定の割合で支援するものであります。

なお、この補助金の内容につきましては、まず、増改築の場合と改築の場合、共に2分の1の補助率で、補助限度額を200万円としております。改修費につきましては、補助率は2分の1以内で、補助限度額を100万円としております。事業用備品につきましても補助率2分の1以内で、100万円です。

最後に、広告宣伝費といたしまして、ホームページ等を制作する場合も想定しておりまして、補助率は2分の1以内で、補助限度額を30万円としているところでございます。

本町におきましては、地域購買力の低下による域内消費額の減少、さらには、営業の休廃止等が大変深刻な状況にございます。今回創設する本制度の活用によりまして、商工業者の皆さんが抱えている問題が少しでも解消し、商工業界のにぎわいが回復することを期待しております。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） 民間賃貸住宅等建設促進事業の内容について建設課よりお答えいたします。

令和5年12月定例会の答弁になりますが、町長は、制度創設の目的について、町内で事業を行う方の安定的雇用を環境面で支えたい、事業を継続するには従業員を安定的に雇用していくことが鍵となりますが、その際、重要となるのは住まいの確保であり、町内に民間賃貸住宅や従業員の住まいを建設しようとする方に対し、その費用の一部を助成することで雇用を安定化させる環境づくりを支援したいと答えております。

それを制度化したものがこのたびの浜中町民間賃貸住宅等建設促進事業になりますが、制度の内容としましては、町内に民間賃貸住宅や従業員宿舍などを建設される法人または個人に対し、町内建設業者で建設される場合には1平米当たり3万円、最大で400平米、1200万円まで、それから、町外建設業者で建設する場合は1平米当たり2万円、400平米、最大で800万円までを助成するものでございます。

この制度が活用されることで生まれる効果としましては、町内業者の経営安定や発展に寄与することはもちろん、従業員として町内に住まわれる人が増えることで購買をはじめとする様々な経済活動が活発になることが見込まれます。

ほかにも期待できることとしまして、企業誘致や新たな産業創出、移住者や定住者が増えること及びそのことによる税収の増加など、町全体に好循環が生まれるものと考えております。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 2項目めの質問に関してそれぞれご答弁をいたしました。

いずれも浜中町の商工業者が抱える課題に応えたものだと思っております。内容的にも商工業者に喜ばれる制度が創設されたと思っております。

それぞれの担当課長へお伺いしますが、この制度の周知の方法についてです。

商工会に加入している小規模事業者や、新たに起業しようとする人方に対してはどのような形で周知をしていくのかということも含めてお答えをいただきたいと思っておりますし、民間賃貸住宅等建設促進事業については、当然、ホームページに載せるということはあるのでしょうかけれども、いろいろな方法があると思っておりますし、一番効果が出る周知の仕方が大事だと思っております。それがあればお答えをいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 周知の方法についてのご質問にご答弁申し上げたいと思っております。

この制度の制度設計に至るまでに、昨年2回、今年1回の3回、それぞれ商工会の役員の方と意見を交わさせていただきました。極力、現場の声をこの制度に反映しなければという思いで意見交換を行い、この制度をつくったつもりでございます。

商工会の中では、本制度につきましては、全体ではないと思うのですが、情報が相当発信されておりまして、商工会事務局にもこの制度が新年度から始まるという事業者への働きかけを積極的にしていただいております。

ただ、議員が言われたとおり、既存の方はいいけれども、新規の方がこの制度を知らな

いまま進んでしまうのは状況としてはあまりよろしくないと考えております。そこで、まだアップはしていないですけれども、ホームページにアップできるところまで既に行っております。そして、新年度に入り早々にホームページをアップさせていただきたいと考えております。

広報誌の掲載は最速で4月号を考えております。もしかしたら5月号になってしまうかもしれませんが、なるべく4月号での周知を目指しております。

また、補助金とはいえ、2分の1は自己資金となりますので、当然、融資を検討される方も多いかと思えます。話では、大地みらいには、新聞報道以降、相談に来られている事業者も結構いらっしゃるみたいです。信金にも、この制度を周知し、内容についても既に私から説明しておりますので、いろいろな団体の方にこの制度について知ってもらい、なるべく早くこの制度が皆さんに浸透するような周知方法も考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） 民間賃貸住宅等建設促進事業の周知の方法についてお答えいたします。

商工観光課長が述べられていたように、建設課でも、制度設計に当たっては、産業団体や建設業協会の意見なども伺いながら制度設計をしたという経緯がありますけれども、最終的にこう決まったということについては再度周知しなければいけないと思っております。

そこで、ホームページの掲載についても準備を進めておりますけれども、広報はまなか4月号で全町に向けてお知らせをしたいと考えております。

ほかにも、先ほど言いましたとおり、産業団体のほか、商工会などにも制度紹介のご協力をお願いしたいと思っておりますし、建設業界に対しても、会合等にぜひお招きをいただきまして、そこで事業内容を説明するなど、積極的な制度の周知に努めたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） それぞれ担当課長から詳しくご説明をいただきました。

中小企業特別融資もありますから、そういうことも考え、ぜひ金融機関とも連携を取って進めていただきたいと思いますし、建設業協会もありますから、企業にダイレクトメールで送るなど、そういうこともぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

3項目めの質問については、提言となります。

ですから、例えば、参考にします程度でいいと思うのですが、執行方針の9ページから10ページにもありますとおり、観光客が来なくなる魅力ある施設整備をということについて提言をさせていただきます。本町の自然環境や景観を生かした観光客の誘致に関しては、他町村に誇れる施設整備が急務だと私は思っております。

1点目は、町内にある全ての観光施設のトイレを年次計画で水洗化し、常に清掃が行き

届くようにしていただきたいと思います。それが口コミとなって観光客がまた浜中に行きたい、浜中のどこのトイレもきれいだし、水洗だよというだけでもPR効果が相当あると思うのです。そんなことでリピーターも増え、交流人口も増加していくかなと思っていきますので、ぜひ、そういうことを年次計画でやってもらえないでしょうか。

トイレの水洗化に対する国定公園の補助制度についてネットで調べてみたら、地方公共団体が交付金事業として整備できるものということで、自然環境整備交付金が国定公園等の整備事業であるのです。

例えば、自然環境整備交付金は、計画期間が3年から5年で、総事業費は4000万円を超えるものとなっています。トイレの水洗化には相当な事業費がかかるので、こういったものを活用し、ポイントを絞って行っていただきたいと思っております。

例えば、琵琶瀬の展望台や霧多布岬のトイレなど、これらは国定自然公園のエリア内ですから活用できるのかなと思います。一気にあれもこれもとなれば町の財政も大変なことになるので、年次計画をつくってはどうかということです。それでもこういった補助制度があって、有利な地方債を使えるようになってくれば整備が進むのかなと思いましたが、その検討をしていただきたいと思います。

2点目ですが、景観にマッチしたグレードの高い宿泊施設として注目されているグランピング施設、コテージやバンガローなどを整備し、手ぶらでキャンプやバーベキューを楽しめ、自然体験ができ、なおかつ、ペットと一緒に泊まれるコテージなどがあれば、旅行者の利便を図ることができて、浜中町のPRが一層進むのではないのでしょうか。

湯沸岬にあるバンガローは相当老朽化してきています。十勝の更別村にサーキット場があるのですが、あの周辺にキャンプ場があって、コテージもあって、とてもきれいなところでした。そういったものを参考にし、つくれば観光客の誘致や利便性を図ることができるのではないかなと思っています。

提案ですが、それに対する意見があればお答えをいただきたいです。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 今、5番議員より2点のご質問がありましたので、順にご答弁を申し上げます。

まず、1点目についてです。

国定公園の整備につきましては、今、議員より説明がありましたとおり、環境省所管の自然環境整備交付金により、一定の要件の下、整備が可能となっております。

交付金の採択要件につきましては、北海道が策定する北海道自然環境整備計画への掲載が必要となりまして、本町においては、現在、湯沸岬の遊歩道の整備を計画に掲載しているところであります。

ご質問のありました観光施設のトイレの整備につきましては、本交付金の交付対象事業として整備可能ですが、国から道へ交付される国立公園整備事業と国定公園整備事業の二つの整備事業の予算配分が十分ではない状況でありまして、優先度して国立公園のほうに

予算配分が流れてしまう状況にあります。

特に、釧路管内におきましては、釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の二つの国立公園を有しております。厚岸霧多布昆布森国立公園につきましては、現在、計画に対して全体的に整備が遅れております。

今後、国立公園の整備に関しましては、ご質問のありましたトイレの整備も含め、観光施設の一体的な整備に向け、予算の関係はございますが、引き続き国や道へ根気強く要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてです。

まず、グランピングの基本的な考えについて申し上げたいと思います。

グランピングとは、宿泊、食事、寝具などが事前に用意されている施設で、ある種のホテルの一室が野外にあり、快適さを味わえ、価格設定は高価格帯ではあるものの、特に富裕層や海外の旅行者に大変人気のある宿泊形態になっております。

本町は、現在、霧多布岬とMO-TTOかぜてにキャンプ場を有しておりまして、特に霧多布岬キャンプ場は、テントサイトのほか、バンガローも設置しておりまして、大自然を望むロケーションやラッコ鑑賞に訪れる観光客の方も多く、毎年、多くの利用者の皆様から大変高評価をいただいております。また、最近では、ドラマのロケ地として、霧多布岬をはじめ、利用されておりまして、観光客の間で大変話題となっている状況です。

今後、仮にグランピングを浜中町で進めるといった場合に特に問題となりますのは、現在利用されているリピーターがあります。このキャンプ場を目的に来られるリピーターの方が全国にたくさんいらっしゃいまして、そういった方とのすみ分けは当然必要になってくると思います。中にはグランピングを望まないキャンパーの方もいらっしゃいますので、そういった整理が必要となってきます。

本来は、議員からあったとおり、霧多布岬キャンプ場にグランピング施設があるのが望ましいかもしれないのですが、面積的なことも考え、MO-TTOかぜてにグランピング施設を設置するという考えもあろうかと思えます。

ただ、国立公園の外になってしまうので、公園のPRとしてはちょっと弱くなってしまいうということもありますし、施設整備、また、管理面の問題が出てくると思います。そういった一つ一つ一つの課題をしっかりと見据えながら今後のキャンプ場の整備を考えていかなければならないのかなと担当課としては考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） まず、1点目の水洗化のことについてです。

今、課長が答弁されました自然環境整備交付金については、なかなか予算が確保できない、国立公園のほうに予算が多く行くというような話でした。確かにそうだと思うのですが、必要があれば、首長をトップに、直接、環境省に行って陳情する、要望するということが必要ではないかなと思うのです。

多くの誘客を求め、また、浜中町の第3の産業ですから、そういった意味では、ぜひそ

ういうことも含めて考えていただきたいと思っております。

次に、2点目のグレードの高い宿泊施設、グランピング施設についてです。

今、課長が言われたとおり、すみ分けが大変だということは私も十分に認識しています。

ただ、この前、ドラマの「Eye Love You」では、あそこの岬でロケがされたということで、その後、あの地にたくさんの観光客が来ていたということです。灯台の下まで入っていけないにしても、見に来ているということです。それにプラスして、ラッコも影響しているのでしょうかけれども、たくさん来ています。

今の形態がいいとすれば、それこそ、今の施設をもうちょっときれいにする、改善するということが大事でしょうし、グランピング施設については、言われたように、MOTTOかぜての公園の中につくるのも一つの方法かなとも思います。そういう方向でいろいろな角度から考えていただければ私の提言が生きると思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

答弁は要りません。これで終わらせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 今、川村議員の質問の中に町長自らがというような提言もあったようでございますので、町長からそれに答えるということはいかがですか。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議長からリクエストがありますので、お答えしたいと思います。

まず、トイレの水洗化の件です。

議員が言われるとおり、霧多布岬キャンプ場のトイレ、琵琶瀬展望台のトイレは町側も本当に懸念しているところであります。ただ、担当課長が申し上げましたとおり、国立公園のほうに予算が流れてしまって、なかなか国定公園のほうに予算が来ないということもありますので、環境省や北海道に強く要望してまいりたいと考えております。

二つ目のグランピングについてです。

グランピングを望む人、それから、浜中町の霧多布岬のキャンプ場、もしくは、MOTTOかぜてのキャンプ場がよくて来られているキャンパーの方が非常に多いのです。そういった玄人向けのキャンプ場が我がまちにあるという強みがありますので、担当課長が言われましたとおり、グランピングを必要とする方々とのすみ分けも必要になってくるのだらうと思っておりますので、場所や財源も含め、検討しながら前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 議長、配慮をありがとうございます。終わります。

○議長（落合俊雄君） 以上で川村義春君の一般質問は終了いたしました。

次に、4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

質問要旨としまして、高齢者バス等利用助成事業の実績についてお伺いいたします。

当町では高齢者バス等利用助成事業を実施しています。助成金額5000円から今年度

は1万円に増額されました。

昨年6月の定例会で同僚議員が助成事業の利便性について質問し、年齢70歳以上の対象者の約6.3%の利用と利用実績の内訳を答えていただいておりますが、増額後の利用状況の変化を伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ご質問に答弁させていただきます。

高齢者バス等利用助成事業につきましては、高齢者の積極的な社会参加、外出機会の促進及び健康の維持増進を図り、生きがいのある生活を援助することを目的に実施している事業であります。

平成7年度にバス券の利用助成として事業をスタートし、その後、バス利用の機会の少ない方のために平成27年度にゆうゆ入浴券を追加し、令和元年度にはJR、令和2年度にはハイヤー及び町営バスを追加し、現在は共通回数券として利用を選択できるようになっておりまして、本年度から共通回数券を1万円分に増額して交付しているところです。

ご質問の増額後の利用状況ですが、利用率で比較すると、1月末現在、前年度は48.20%、今年度は47.25%で、ほぼ前年度並みの利用状況となっております。

次に、利用目的別の状況ですが、1月末現在では、ゆうゆ利用が36.67%、ハイヤー利用が29.59%、JR利用が15.40%、町営バスが10.20%、くしろバス利用が8.14%となっております。

全体の3分の2がゆうゆとハイヤーの利用となっており、利用動向にも大きな変化はない状況となっております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 特に、くしろバスの実績を伺いたいと思っておりましたが、バスの利用が8.14%でした。今のところ、1月末現在では前年度と比較し、5000円から1万円になったものの、あまり変わらないのかなと思っております。今まで5000円の助成から1万円に増額されたのは、くしろバスを利用して釧路まで行くとしたら1回で使い切ってしまうからというようなことがあったと聞いております。

次の質問になります。

都市間バスの待合室設置についてお伺いしたいと思います。

釧路方面の病院へ通う方々が都市間バスを利用していると聞きました。根室、釧路へのバスですけれども、その停留所は、当町でいえば姉別、浜中、茶内と3か所にあります。いずれも国道44号ですけれども、茶内の停留所の利用が多いようです。そのバスを利用している方からは、主に釧路に通う大きな病院の前を回っているということで、乗り換えがなく、使う頻度が多くなったと聞きました。

病院によっては、バスで来ていますということでしたら、診療の時間を合わせてくれるという配慮もあるそうで、何年も通っている方だからなのかなと思いますけれども、そこで質問です。

当町としては都市間バスの運行にも助成をしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

まず、釧路ー根室間の都市間バスの現状について若干触れさせていただきたいと思ます。

釧路市と根室市を結んでいる通称・特急ねむろ号につきましては、現在、平日は3往復、土曜日、祝日は2往復、二つの民間事業者によって運行されている状況でございます。釧路市釧路町、それから、浜中町、根室市に停留所を有しており、その民間事業者は国の地域間系統補助金と本町も出している沿線自治体からの補助金によって経営されております。

本町も毎年負担しているわけでございますけれども、今年度の負担金額については129万6000円です。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 1200万円の助成をしているということですね。

この助成は、次年度以降、増える可能性はあるのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えいたします。

先ほど地域間系統の補助金が国から入っているというお話をさせていただきました。こちらは要件がございまして、先ほど、平日3往復ということが最低条件です。そして、1日当たりの輸送量といいますか、平均15人以上乗っていることも要件となります。

現在は、15人以下であっても、みなしとして、一部補助金が入っていますが、法改正によりまして、10月以降はそれをクリアしないと民間事業者が国の補助金を受けられないといったことも想定される状況です。そのため、もし同じ運行を継続するとすれば、沿線自治体からの負担金額は今より上がるものと考えているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今利用している方々は継続的に利用するのか、都市間バスが運行しているということを知らず、利用していないという方もいるかと思うのです。

1日15人以上というのは、当町外の方も含めてのことなのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 議員のご指摘のとおり、平均輸送量となりますので、浜中町だけではなく、ほかの自治体も含めた人数になります。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） このバスを利用する浜中町の方たちが多くなれば、10月以降の1日15人以上もクリアしていくのかもしれませんが、そこは分からないということですね。

もしそれをクリアしなければ、当町としてはどうするのでしょうか。バスの運行自体をやめるというような話もあるのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたように、今年10月以降の法改正に向けては、運行している民間事業者の採算性に関わってくる課題となります。新型コロナウイルス感染症の影響によってぐっと人数が下がったというところもあるのですが、現在、沿線自治体、民間事業者、さらには、振興局や運輸局が入って事務的協議を続けている状況です。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 事務的協議が進み、バスの運行がなくなるというような話が早々に聞こえてきましたら、私の次の質問がとても難しいものになるのですけれども、それは置いておき、次の質問に行きたいと思えます。

現在、この都市間バスを利用している方がいまして、その方は茶内の停留所を主に多く使っているようなのですけれども、そこにバス待合所をつくってほしいという声が聞こえてきているのですね。

バス待合所の設置は可能でしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えをいたします。

茶内停留所以外の停留所にも共通して言えることなのですが、国道沿線においてバス停を設定しているのは先ほど言いました民間事業者であるといった点を踏まえ、待合所の新規設置等についても民間事業者側で対応することになってくると思えます。ですから、町独自に待合所を設置するということは現段階としては難しいのかなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 利用している方たちには、あったらいいな、できたらいいなという強い願望があるのです。それでも国道だから難しいのかなということで半分以上は諦めているようだったので、質問しました。

その待合所を利用している方たちはもちろん、都市間バスが釧路の主な病院の前を通ってくれていると知った方が利用してくれるといいなと思えます。

また、釧路行きは茶内のセイコーマートの反対側なものですから、道路脇で待つことになるのですね。この頃、夏は暑いですし、冬は、あそこは本当に何もないので、寒風の中、ずっと待っていることになっていまして、何かしらの手だてがあれば、何か考えてもらえないかなと思うところです。

次の質問ですけれども、バス券についてです。

バス券が使えるようにしてほしいという要望があるのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、そういった要望があるということも承知しております。

先ほども申し上げましたとおり、この都市間バスについては、二つの民間事業者の共同運行という特殊なくくりになっておりまして、くしろバス運行区域内の路線バスには該当しないことから、現在はバス券の対象外となっているところでございます。

ただし、先ほど事務的協議を継続しているというお話もさせていただきました。その中で、高齢者バス券の釧路、根室の都市間バスでの利用について、2者の民間事業者との協議が必要になりますけれども、その中でお話をさせていただきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） ぜひ、協議の中でそのお話をさせていただき、使えるような方向で進めていただきたいと思います。前向きな返答をいただきましたので、ちょっと安心しました。よろしくお願いいたします。

最後に、町長に質問させていただきます。

今、担当課長からいろいろとお答えをいただきましたが、町民の方々が多様な交通手段を選べるよう、また、当町の助成を活用して浜中町に住み続けられるよう、寄り添った政策をお願いしたいと思います。町長のお考えを聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

担当課長から答弁させていただきましたとおり、都市間バスは、2者の事業者が取り組んでいる運行区間でありまして、なかなか一筋縄ではいかない状況にあります。

また、本町の利用者の数ということもあります。高齢者にとりましては、本町からバスに乗って、最寄りの病院の前まで降ろしてくれるといった利便性があるので、すごく便利なものだよということが口コミで高齢者の方に伝わってどんどん利用者が増えていけばなと考えております。

町としては、一人でも町民がいるとすれば、その区間のバスを維持したいという思いはありますが、いかんせん、くしろバスと根室交通との駆け引きもありますし、JR花咲線との兼ね合いもありますので、協議も含めまして、今後とも、利用者の不便にならないよう、前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で三膳時子議員の一般質問は終了いたしました。

次に、2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

本町では、霧多布診療所では対応できない人工透析などの医療技術を備えている町立厚岸病院への患者の送迎を社会福祉協議会を通して行っているのは承知していますが、一方で、重度の障がいを持つ人、例えば、半身不随にて車椅子利用の方などへの他市町への送迎のサービスは分からないので、あるかどうかについてお聞きします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ご質問にお答えします。

初めに、人工透析による通院治療をされている方の状況について申し上げます。

血液人工透析患者は、週2回から3回、毎回、4時間から5時間の透析治療が必要となっております。定期的に人工透析治療が必要で医療機関に通院しなければならない状況となっております。

現在、町立厚岸病院に通院されている方が9名おられます。そのうち、町独自で外出支援サービス事業で社会福祉協議会の送迎を利用されている方が6名おられますが、透析の時間に合わせ、月、水、金の週3回、朝便、昼便で送迎対応を行っているところです。

お尋ねの医療機関への送迎サービスについてですけれども、公的制度としましては、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく有償旅客の運送の制度がありまして、町内では社協、介護センターえぞふうろが事業者として登録しているところであります。

ちなみに、令和6年2月現在、介護保険の要介護認定者が12名、総合事業移動支援で移動されている方が2名、合わせて14名おります。ただ、町外の送迎対応となりますと、移動範囲が広く、サービス対応時間に制約があること、また、人員の確保が難しいことから、現在は町内のみの送迎サービスとなっているのが現状です。

また、介護保険の要介護認定者については介護タクシーの利用も可能ですけれども、これについては車椅子の乗降のサポートなどが行われます。町内には介護タクシーの事業者がないという状況でありますけれども、厚岸町に民間事業の介護タクシーがあります。しかし、こちらは利用頻度の関係で、厚岸町内限定の運行となっております。

町外の医療機関のサービスについては要介護者及び障がい者への限られた範囲となっているのが現状ですので、基本的には透析にしか対応できていない状況です。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 私が聞こうと思っていた介護タクシーのことまでお答えをいただき、ありがとうございます。現実問題としては不可能ということですよ。でも、それは不公平だなと僕は思うのですよ。

話が長くなりますけれども、第6期浜中町まちづくり総合計画の第3部の基本計画の第4章の第3節障がい者福祉では、住み慣れた地域で安心して生き生きと自立した生活を送るために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要だとあり、また、在宅支援用の各種制度の充実に努めるとあります。

また、本日、町長からの町政執行方針の中の4に子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくりとあり、(2)の①に障がい者がそれぞれの地域で安全、安心な生活が確保されるよう、外出支援を実施してまいりますとあります。

さらに、(3)の障がい者福祉については、浜中町第7期障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービス等を計画的に推進してまいりますとあります。その中で、日常生活支援、社会参加の促進については、障がいのある方々が地域の中で自立した生活が送れるよう、浜中町地域活動センターでの事業展開を図ってまいります、また、相談支援等を実施することによりの確な福祉サービスの提供に努めてまいりますともあります。

こういった点を踏まえますと、移動手段の補助を、もしくは、厚岸の介護タクシーが駄目であれば、釧路でも根室でもあるかと思しますので、多額の費用がかかるとは思いますが、その点の助成なりを考えてもらえないでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 車椅子の利用の方や障がい者の方の町外の医療機関への送迎についてです。

現在、個別の相談を具体的に受けているケースはないのですが、現実的には家族の方などが対応しているのかなと思っております。

また、先ほど介護タクシーと言いましたが、それと似たもので福祉タクシーというのがあります。これには乗降の介助があります。ただし、介護保険法とはまた別なものとなりまして、実費負担です。要は、走行距離プラス介助の分ということです。

これは、介護の関係の講習を受け、認定されているものとなりますけれども、介護タクシーの業者が認定を受け、計画をつくってからではないと利用できないのです。フレキシブルに、例えば、通院などとなりますと福祉タクシーを使っているというケースも実際聞いていますが、そうすると多額の費用がかかるということです。

ほかのまちのことにはなりますけれども、都市部では3000円分の回数券で助成しているところがあります。しかし、私どものまちには福祉タクシーもないという状況なので、券を使うという制度設計を、例えば、釧路市のタクシー組合と協定を結ぶなどが必要で、そういったことを整理しないと難しいということです。

また、助成金額についてです。

送迎の要件にかなっているかどうかの確認もあるので、現実的には回数券方式のほうがいいのかと考えているのですが、釧路市から浜中町は遠く、対応できるかということもありますので、近隣も含めてやっているところはありません。ただ、釧路市には確認できればなと思っております。

とはいえ、家族の不安に寄り添って、また、住み慣れた地域で、在宅でということで、単純に言うと、住めなくなったら施設に入ることになってしまいますので、介護なら地域包括支援センター、障がいなら障がい担当が相談をしっかりと受け止めて、要介護者や家族のニーズに応じた対応ができればなと思っておりますし、実現できるかは分かりませんが、そういった検討は必要かなと考えております。

また、これからそういう方々が多くなってくるとも想定されますし、住み続けられなくて施設へ入ってしまうというケースも介護のほうでは散見されますので、町としてできる対応を今後とも検討していきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 昨今、ヤングケアラーやビジネスケアラーと言われる問題が表面化しているご家族もおられます。先ほどそういう相談はあまり受けていないというお話だったので、知り合いの町民からそういうお話を聞いた上で僕は質問してるわけ

で、これが伝わっていないことも問題かと思っています。

重複になりますけれども、町民の介護されている方に地域活動支援センターの相談支援等に相談してみたらいいよとお伝えしたいと思います。高額になるかもしれませんが、福祉タクシー等も含め、助成や補助についての検討をしていただきたいということを申し上げ、質問を終わります。

○議長（落合俊雄君） 以上で渡邊秀治議員の一般質問は終了いたしました。

次に、6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） それでは、行政施策について、婚活支援という題名の下に質問させていただきます。

人口減少に歯止めをかけるべく、こども家庭庁を設置するなど、国もようやく少子化・人口減対策に本腰を入れ始めたものと思っております。

町長の所信表明でも、本格的な人口減少時代を迎え、地方自治体においては、地域経済を維持する上で必要不可欠な労働力が不足し、さらには、将来の地域社会を牽引する人材が手薄になるなど、地方の存続をかけた難局を迎えていると認識しておりますとの考えが示されました。

また、新聞取材に対しては、人口減少率を下げるためには1次産業を守ることが基本であると答えておられました。

これらを踏まえ、質問したいと思います。

まずは、現状を把握する上で伺いたいと思っておりますけれども、人口の動きには自然増減と社会増減があります。

自然増減については、平成19年頃まで出生数と死亡数がほぼ同数で拮抗しておりましたが、その後は出生率が下回る自然減の状態が約17年間続いております。また、社会増減については、昭和50年以降、平成22年を除いては転出数が転入数を上回る社会減がずっと続いております。

令和2年に改定した人口ビジョンの目標人口推移の値については、2030年に4857人、2050年に3350人とどめたいという目標数値が示されておりますけれども、改定時期を来年度に迎えるに当たっての現在の見通しを伺いたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、令和6年度におきまして、浜中町人口ビジョン及び浜中町創生総合戦略の改定作業を実施することとしておりますが、人口ビジョンの中で社人研の将来推計を参考に本町の目標とすべき将来推計値を示す予定でございます。

現時点での見通しと伺いますか、新たな数字はそのときにお示しすることになりますが、令和2年度に策定した人口ビジョンの数値に近づけるのは難しいのかなと捉えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 周りを見ましてもかなり厳しい状況かなというのは推察できます。

ただ、実態をしっかりと見ないとこういうものはつukれないだろうし、目標も立てられないと思います。

過去の出生数の推移について、20年分は出せないということでしたけれども、出せる範囲の過去の出生数の推移をお示しいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 出生数について私からお答えをさせていただきます。

平成23年度からの数値になりますが、平成23年度が43人、平成24年度が52人、平成25年度が45人、平成26年度が39人、平成27年度が53人、平成28年度が42人、平成29年度が38人、平成30年度が40人、令和元年度が47人、令和2年度が30人、令和3年度が36人、令和4年度が24人となっております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） ここ数年、令和3年度くらいから極端に減少幅が大きくなったかなというのがただいまの数値から見てとれると思います。

合計特殊出生率を来年度までに2.7に上昇させることを目指すという目標が示されておりましてけれども、現在の本町の出生率は幾らでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

まず、第2期浜中町人口ビジョンが改定されてからの令和2年度から令和5年度までの平均値は1.37でして、令和5年度に限って言いますと、1.14という数字になってございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 同様に、特に子育て世代の転出抑制などによる社会減の15%改善を目指したいということも示されておりますけれども、令和2年度に改定されてから今日までの数値、そして、見通しを示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えをいたします。

本町における人口減少の大きな要因である社会減について、年齢階級別に見ますと、引き続き15歳から24歳の町外への転出超過が大きな要因となっております。

様々な政策を打ち出してきたところでございますけれども、今後の見通しにつきましては、現状の15%からの大幅な改善につきましては、本町の人口減少対策上でも引き続き厳しい課題であると認識しておりまして、非常に厳しいものがあるのかなと捉えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） ざっくりと言ってしまうと、令和2年度に改定し、社人研が示した数値から幾らかでも改善すべく、本町ではいろいろな施策を施し、なるべく減少幅を抑えたいということですがけれども、なかなか功を奏していないと言えるのかなと思いま

す。

本町がこれまで実施してきた施策は、産業振興や福祉も含めると、いろいろなものがございます。それらの施策の中で直接的に人口減に効果的であろうと思われる施策としてはどのようなものが挙げられますか。主だったもので結構ですので、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えいたします。

まず、産業施策におきましては、農業面での新規就農者誘致事業、それから、三つの産業における後継者就業交付金事業、さらには、先ほどの一般質問でもございましたように、ご提案している新しい就業支援制度や小規模事業者支援制度、民間賃貸住宅等建設促進事業などが挙げられるかと思えます。

福祉面におきましては、特に子育て支援につながるものが挙げられます。子ども医療費助成事業、福祉職・看護師修学資金貸付制度、それから、不妊治療費や不妊治療費交通費の助成制度などが挙げられます。

また、教育の面では、高等学校を含めた給食費の無償化、遠距離通学者への助成や修学旅行費の助成などが挙げられると考えているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 人口減少対策の目指す取組の方向性として令和2年度に策定された浜中町創生総合戦略の中に三つの目標が示されておりますが、その内容を説明していただければと思えます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 創生総合戦略（第2期）の基本目標の3点についてですが、1点目は、魅力あふれる地場産業の振興と安定した雇用の創出、2点目は、若い世代が希望を持って結婚、出産、子育てができる環境の構築、3点目は、誰もが安心、安全を実感して住み続けられるまちづくりとなります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まさにそのとおりに書かれておまして、これを目標に様々な施策を施してきたと理解しております。

特に、2点目の指針では、表題の下に若い世代の結婚して子どもを産み育てたいという希望をかなえるため、出産、子育てにおける支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めると書かれてあります。

先ほど説明をいただいた特に子育て支援の面において、家計の負担軽減策というのは、本町は他町に負けないくらい、むしろ、他町より勝っているような施策が実行されていると思っております。しかしながら、なかなか歯止めがかからないのが現実であります。

「結婚して子どもを産み育てたい」のうちの「子どもを生み育てたい」という部分の支援というのは、今申したように、他町より抜きん出てできておりますけれども、問題の「結

婚して」の部分への支援が全く抜け落ちているのだらうと私は思います。

この3年くらい、出生率が大幅に大きくなっておりますが、様々な施策を施しているにもかかわらず減少幅が大きくなった要因をどのように分析されておりますか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えをいたします。

出生数の減少幅が大きくなってきた要因についてです。

未婚化や晩婚化の進展も考えられますけれども、若者の結婚や出産に関する意識の変化、あるいは、育児に対する負担が大きいなど、その他複数の要因が関係していると考えているところがございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 複数の要因があるというのはもちろんであります。

その一つの要因が未婚化、晩婚化で、もっと言ってしまうえば、それが日本全体が人口減少の社会に向かっている原因の元であろうと理解しております。

その実態を把握する上で伺いたいのですけれども、過去、平成23年からの本町での婚姻届出数を示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 婚姻数について私からお答えをさせていただきます。

平成23年度は26件、平成24年度は23件、平成25年度は27件、平成26年度は25件、平成27年度は27件、平成28年度は25件、平成29年度は11件、平成30年度は17件、令和元年度は15件、令和2年度は14件、令和3年度は15件、令和4年度は18件となっております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 出生数と必ずしもリンクするわけではないと思うのですが、今の数値を見ますと、平成29年度から10組台に落ち込んでいるわけです。これまで、20件、あるいは、30件近い時代もありましたけれども、10件台に落ちたのがこの年度です。

先ほどの出生数では令和2年度から十数人に、要は、それまで四十何人というところをキープしてきたのが30人台になってしまった、10人以上も子どもが少なくなってきたことが分かりました。

結婚して、すぐに子どもをもうける方もおるでしょうけれども、2年か3年くらい後に子どもをとなるのだらうと思います。そう考えますと、28年以降の婚姻数の減少が本町の出生数の減少に結びついている可能性は大きいかなと思います。

町長がおっしゃるとおり、1次産業を守ることが人口減少の抑制策の基本であるということには私も全く同じ考えでありまして、言い換えるのであれば、1次産業をしっかりと継続させることで本町の人口減少もどこかで歯止めをかけることができ、なおかつ、その後、幾らかでも上昇に転じさせることができる、それが本町の人口減少抑制策の基本であ

ると思っております。

町長の執行方針にもありましたけれども、産業を守ることです。確かに、生産基盤強化など、経営的な支援、あるいは、ブランド化の推進によるさらなる付加価値の向上による発展、さらには、産業団体と連携した国や道への様々な支援の要望活動ももちろん大事なことであります。しかしながら、産業を継続するという視点から考え、最も大切なことは人づくりで、要するに担い手対策だと私は思いますし、確信しております。

その対策として最も有効であったと思われる施策が後継者就業交付金事業です。これは大変効果的な事業で、現在、多くの若い方がこの制度を利用して、後継者となることを志して頑張っておられます。そうした方々がこの浜中町にしっかりと根づき、次のこのまちを担っていてもらうためにはさらなる支援策が必要なのだと私は思います。それは、やはり結婚です。

時代の変化といいますか、若者が結婚しなくなった、結婚することに対してそれほど価値を持てなくなってきたということも事実でありますけれども、結婚というものを全く度外視している人はほぼいないのだろうと思うのです。ただ、その機会やチャンスに恵まれない中で年を取ってしまい、その機会を失ってしまっているという方が相当数おられるのだと思うのですよ。

私は、これまで、婚活支援について幾度か前町長にも質問してまいりましたけれども、残念ながら耳を貸してもらえなかったというか、要は、本町が今まで取り組んできた婚活支援というのは産業後継者の対策の一つだという位置づけで来られたということで、間違いなく昨年まではそうでありました。

本人や親及び産業団体が本気にならなければ、そのことが最重要であり、そうならない限り町としては動けないという答弁内容でありました。また、それに従ってか、この質問に対しては常に水産課長が答弁に立っておられました。でも、それは違うと思うのです。

本町がそういう位置づけで今まで行ってきた婚活支援というのは、農協が行っている農業後継者対策推進協議会への同額の補助、農協と同額の補助を出すこと、それだけでありました。

確かに、できた当時は一定の成果が上がって、婚姻に結びついた方もおられました。しかしながら、ここ十数年間は後対協の活動が結果に結びついていないということも事実であります。

後対協が抱えている現状の課題及びそれらを踏まえた今後の取組は考えておられるのか、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） お答えします。

まず、協議会の現状についてです。

コロナ禍により、ここ数年、婚活イベント等が開催されていない状況ではありましたが、後対協の実績としましては、登録者数31名のうち、この間、2名の成功にとどまりまし

た。

現在の取組状況ですが、昨年3月の定例会において、新たな取組として、従前のやり方に加え、AI等を活用した婚活対策にも取り組む方向で検討していますと答弁したところですが、現在は、企画などを立案していただける制作会社との間で業務委託契約を正式に交わし、優先して対策を講ずるべき内容について精査している段階でございます。

次に、課題についてです。

酪農家に特化したものではありませんが、本人の結婚に対する価値観や生活サイクルの多種多様化、そして、出会いの機会の減少などにより未婚率が年々高くなってきております。

また、後対協の登録者数は22歳から40代半ばと年齢層が幅広く、また、婚活に対し、個々の温度差もかなりありまして、その幅広い年齢層をどうやってまとめていくのかということが後対協としての課題でもありますし、今まで様々なイベント等への参加について声かけを行ってきましたが、なかなか参加者が集まらないというのが実情です。

イベントに参加しないということは、スタートラインにも立ってないということです。本人の結婚に対する価値観を変えるのはなかなか容易ではございませんが、出会いの機会を増やせる対策については後対協で後押しできるものと捉えております。

そこで、次の質問の今後の取組につながるのですが、各種イベントに参加しづらい環境であるのであれば、その他のツールとしてマッチングアプリを活用した婚活対策を協議会で検討しており、手始めとして、マッチングアプリへの登録作業を現在行っております。

アプリ登録の際、本人の意思確認が当然必要になってくることから、事務局と企画会社とがセットになり、一人一人にアプリの内容説明することに加え、アプリ登録の意思確認を行います。

現在、協議会で検討しているマッチングアプリは、あぐりマッチという農家専門の婚活マッチングアプリであり、JAがバックボーンとなっているものです。登録には料金が発生しまして、現在の料金設定では、男性の年会費は1人1万4400円、月額にしますと1200円となりますが、この登録料につきましては後対協で全額負担するという話もありました。しかし、本人の婚活に対する本気度を失わせないためにも、本人にも一部負担を求める方向で現在協議しております。

また、その他の活動として、広報活動の充実を図ることを目的に、現在、農協ホームページ上にある後対協のウェブサイトの更新や道内外で行われる様々なイベントで浜中町後継者対策推進協議会の活動内容について、紙媒体やQRコードを活用し、情報を発信いたします。

なお、アプリ登録に難色を示す会員もいると思いますので、従前行っていた農業開発公社などが主催する婚活イベントにも引き続き参加していく考えでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 丁寧な説明をいただきました。

今のマッチングアプリは農業者専用のものであるという説明でありましたけれども、まさにそれが前段に言ったAIを活用した婚活事業そのものになるのだらうと思います。

ただ、後ほどもう少し聞きますけれども、私が承知しているAI婚活というものは、今までのように、単純にホームページ上に登録し、登録した方が自由にほかの登録した方を見られるというものではないのかなと思っております。

といいますのは、AIというからには、ビッグデータを使って、AIが最も適しているのだらうという相性を重視したものなののだらうと思うのです。後ほどAI婚活はどのようなものかをお尋ねしますので、そのときに説明をいただきたいと思います。

社人研が令和2年に全国の未婚率を公表しております。あくまでも未婚率で、生涯未婚率という言い方もしておりますが、それによりますと、男性が25.7%、女性が16.4%という数値を公表しております。

通告ではその要因はどのようなものかとしておりましたけれども、先ほど財政課長の答弁の中にもありましたとおり、価値観の違いなど、様々な要因があるのだらうと思います。ただ、このまま進みますと、男性の3人に1人、女性の5人に1人は、生涯、結婚をしないということになるのかなと思います。そうすると、ますます日本全体が縮小してしまう時代になっていくのだらうと思います。

通告した以上、何か答弁を用意されているのかなと思います。簡単で構いません。もしかしたら私が持っている資料と一緒になるかもしれませんが、国がこういうことを発表している以上、つくっていると思いますし、用意しているのであれば、簡潔に答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えいたします。

社人研の第15回出生動向基本調査によりますと、25歳から34歳の多くが適当な相手と巡り合わないとも回答しており、先ほど申しましたように、ライフスタイルの変化によって働き方や価値観が多様化しており、結婚に踏み切れない方がいるのではないかと考えております。

また、同じ調査で自由や気楽さを失いたくないとの回答数も多くあり、独身生活を楽しむ人が増えたことも一つの要因として読み取れるのかなと考えているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 様々な要因があるのだらうと思います。先ほど言ったとおり、男性は3人に1人と、高い未婚率ですが、片や女性に至っては5人に1人ということで、男性から見るとまだまだ希望が持てる数字かなと思います。

この違いというのは、女性参画という時代に入り、働く女性が増えて、キャリア化していく、しかしながら、女性の場合、できるのであれば子育てと仕事を両立したいという方が多いと思うのです。このとき、育児や家事の分担がなかなかできないということもあるのでしょうけれども、願望としてはしっかりと子育てもしたいという女性の方が多いとい

うことが見てとれます。

本町の場合、これは私の考えですけれども、今言ったような様々な要因がある中でも、全く結婚をしないというのを決めている方はそう多くはないのだろうと思うのです。ただ、前段で申しましたように、そういった機会をなかなか得ることができないというのが原因としては大きいのかなと思っています。

その昔でしたら、地域によく世話好きなおばちゃんが出て、あそこの誰と誰はどちらも独身だし、どうだろうねというようなことで仲介をしてくれた時代もございました。また、少し前は、それこそ、合コンや婚活イベントなどの機会を通じて知り合い、成功に至ったというケースもそれなりにあったのだろうと思います。

先ほどの後対協のときの課題等の説明でもありましたけれども、後対協が婚活イベント、と称し、いろいろなイベントを企画してもなかなか人が集まらなくなってしまった、特に女性の参加者が集められないという厳しい難しい状況を抱えながら今日に来ているのだと思います。その中で、先ほど説明があったような様々な時代に即した活動が必要だということに取り組んでいるのだと認識しております。

でも、昨年までのように、本人が、親が、産業団体がと言っているだけでは何も改善できません。ただ、ご本人たちは、何度も言いますけれども、結婚への意欲を全く失ってしまったという方ばかりでは決してありません。むしろ、そういう方たちは少ないだろうと思います。ただ、婚活というワードに違和感といいますか、拒否反応といいますか、そういうものを感じるようになってきたということも時代の流れですよ。そうであるのであれば、時代に即した、これだったらというような結婚への支援策を考えていくことが絶対必要だと私は思い、今回、この質問をしております。

婚活支援については、先ほど言ったように、本町としては産業後継者の一環であるという考えではなく、結婚をしてもらうことは、本人のみならず、浜中町のためであるという考えの下、職業にはとらわれず、時代に即した方法を行政施策としてやるべき、やらなければならない時代だと思います。まだ間に合うかもしれませんし、それを実施する必要があると思います。

ここがかみ合わなければ、この後に私が質問することは全くの絵空事になってしまいますので、まず、その考え方が共有できるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、未婚化、晩婚化が少子化の最大の原因であるというお考えは私も同感でございます。それに対しての婚活支援ということでもありますけれども、全国の各自治体において、議員の中には視察に行った方もいるかもしれませんが、婚活支援、そして、婚活イベントを開かれている自治体が多いということは事実です。ただ、現状を申し上げますと、婚活支援の打ち切りをする自治体も増えているというような状況にあります。

その背景には、今、男女とまったくくりではなく、多様性の時代に入っていることへの

配慮という考えの下での廃止があります。中には、結婚、出産という古い価値観を批判する意見も広まっているようで、そういった時代に国や道などの自治体が後押しするのはどうなのだという意見があるそうです。

結婚といいますのはその人にとっての人生そのものだと思っておりますし、先ほど議員が言われましたとおり、結婚したいと思っている人はたくさんいます。そして、したいと思っている人は自ら動いているはずなのです。

そういう考えの下、民間の企業がやられております婚活支援の考え、また、次の質問につながってまいりますけれども、A I 婚活に向けた本町の取組も含めて検討してまいりたいと考えております。

そして、昨年末に公表されました将来人口推計についてです。先ほど議員が言われたとおり、浜中町は1次産業がしっかりしているから減少率が緩やかなのです。ですから、まずは1次産業をしっかり守るのは当然ですけれども、それだけでは人口減少対策にならないとすればどうするかです。出産・子育て支援を浜中町はしっかりやっているけれども、その前の結婚はどうなのだという議員の意見にも賛同いたしますので、婚活支援について、もう少し掘り下げて取り組んでまいりたいなと今は思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 一瞬、もうやめようかと思いましたよ。

そういう時代だったのですよ。結婚したい、そろそろ結婚しなければならないなと自ら思う方というのは、いろいろなツールといいますか、例えば、毎晩のように飲みに行くということも一つの方法であった時代も確かにありました。ただ、そういう方は既に独自に動いているという時代ではなくなったという認識に立たないといけないということなのです。人口減をいかに止めるか、どこかの時点で歯止めをかけるために今動かなければ、それこそ、何も進まないのです。

3人お子さんをもっている方にさらに経済的支援をするから4人目を産んでくださいということはどんなことをやったって無理ですよ。やはり、分母を増やさなければ無理なのです。

令和3年度から、内閣府として、20億円規模の予算を持ち、A I を活用した婚活事業を導入する自治体に対し、その費用の3分の2を助成する事業を展開しております。これが全国的にも広がってきており、既に実績を出しているところもございます。

まず、国が後押ししているA I を活用した婚活システムについて、押さえている範囲で構いませんので、説明をいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えを申し上げます。

地域少子化対策重点推進交付金における地域少子化対策重点推進事業の中で、地域結婚支援重点推進事業として、A I をはじめとするマッチングシステムの高度化が対象になっておりまして、補助率は4分の3となっております。

この中身ですけれども、それ以前に自治体が設置する結婚支援センターで使用している既存のマッチングシステムについて、利用者のマッチングの可能性をさらに高めるため、AIの活用等によって機能の高度化を図り、より効果的な結婚支援を行うことを目的としているものであると認識しております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 新聞報道では、令和6年度から、北海道では、多分、札幌市が最初になるのだらうと思いますけれども、これを導入するという報道がございました。

くだいですが、これが今の時代、今の若い人たちに合った、婚活という言葉を使うと嫌がられますので、影の支援なのだとは私に思っております。なぜ国がこういうものを始めたのかということをしっかり見据えてほしいですし、本町でも導入できるものと考えます。

AIを活用した婚活システムを本町で導入する考えがあるのか、あるいは、導入するに当たってはどのようなプロセス、ハードルがあるのか、考えられるものを示していただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えいたします。

AIによるマッチングシステムの導入に関しましては、まず、地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針に基づき、先ほど申しましたように、自治体による結婚支援センターを設置する必要があります。こちらのセンターの開設にも道補助金を活用でき、それを行った上でAIマッチングシステムの高度化に取り組む流れになります。

システムの導入につきましては、先ほど町長も申しあげましたとおり、結婚支援センターの設置もございますので、現在は検討しておりませんが、議員がおっしゃいますとおり、今後の結婚支援に関して検討していく必要はあるのかなと事務方としては捉えているところです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 必要があるのかなと考えておりますという財政課長の答弁でしたが、なかなか伝わらない歯がゆさがあります。

今までどおりの施策を続けているだけで人口ビジョンが示す、ましてや、町が目標とする数値に届くと考えておられるのですか。さらに、今言われたように、結婚についての時代に即した支援がなくても大丈夫だ、しっかりとビジョンに沿った方向でいけるといふのであれば必要かなと思っているという答弁で満足するしかないのですけれども、先ほど言ったプロセスの中で、そういう組織をつくらなければならない、つくしましょうよ。

仮にそのシステムで1組か2組でも、1組でいいですよ、成功例が出たとします。そんなもの、今の人たちですよ、すごい、やってみようかなとなりますよ。それが広がっていくことを私は期待しておりますし、必要だと思います、検討しますという答弁は難しいで

すか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 質問にお答えをいたします。

議員の気持ちはよく分かりますし、これまでの町が取り組んできた施策を並べたところで人口減少対策には結びついていないという状況は確かであります。そう言っているような気がしましたので、言わせていただきましたけれども、まず、結婚支援センターが本町に本当に建てられるのかという検討もまだしていませんから、ここで明言はできませんけれども、AI婚活に向けて検討、協議させてください。

それをもって、関係課を含め、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、そこはご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 一つ訂正させてもらいますけれども、私は、これまで取り組んできた子育て支援も含め、決してそうは思っておりません。それにはある程度の効果があって、実績に結びついてるのだろうという思いもあります。ただ、それでは足りないだろうということなのです。

何度も言いますように、結婚して、子どもを産んで育てる、その大本の考え方がこれまでの町の考え方と私とで一致していなかった、そう思うということです。また、これまでどおりの考え方で進むのであれば、それは期待できないだろうと思ったのです。

これは、提言ではなく、お願いになるのでしょうかけれども、ぜひ様々な情報を集めながら検討してください。私としては検討するという答弁をもらったと思っております。

ただ、前町長がそうでしたけれども、協議、検討するという答弁をしたのに、1年間全く投げられたという経緯もございます。これから進める検討、協議の結果を、方向性でもいいですので、その進捗度合いをいつくらいに示してもらえるのか、それがなければ本気度を感じられません。

そんなすぐなんていうことは私も思っておりませんよ。1年くらいの期間は必要なのだろうと思いますけれども、せめて期間くらいはここで示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） AI婚活の導入までの検討に入る期間についてですけれども、年度内中に結論を出し、議員の皆様にお知らせしたいなと思っております。

○議長（落合俊雄君） 以上で田甫哲朗君の一般質問は終了いたしました。

次に、3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 通告に従いまして、ご質問いたします。

我がまちの医療体制についてご質問をいたします。

現在、浜中診療所には2名の常勤医が在籍しており、過去の診療所体制と比較しても充実した医療提供を行いながら医師の負担軽減も図られていることと思います。

このことは、全国的な医師不足、医療従事者不足が叫ばれる昨今、中でも我がまちのよ

うな地方における医療体制としてはとても喜ばしく、また、希有なことであると考えております。自身が暮らすまちで充実した医療が提供されているか、この点につきましては今後も住み続けられるのかどうかという重要な指標の一つだと考えています。

これらの点から、以下について、順次、ご質問をいたします。

まず、客観的な数値として、浜中診療所の平成30年度から現在までの受診者数、これに関しては小児も含んだ数値にてご提示をお願いいたします。

また、この年数設定の意図としましては、前任医師、また、現在着任されている加藤医師、その後に着任してくださった高松医師、それぞれの在籍医師の変遷があったためですので、ご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ご質問に対しまして、私からご回答させていただきます。

浜中診療所の平成30年度から現在までの小児を含む外来受診者数について延べ数で申し上げます。

平成30年度は、延べ人数1万836人、このうち、0歳から15歳までの小児受診者数は323人です。この年は、夏風邪、町内全域におきましてインフルエンザが流行したということがございます。

令和元年度は9952人で、うち、小児が190人、令和2年度は9186人で、うち、小児が108人で、この年にコロナウイルス感染症が発生しました。令和3年度は9380人で、うち、小児が125人、令和4年度は1万472人で、うち、小児が119人です。令和5年度は、1月末現在になりますけれども、9794人で、うち、小児が195人となっております。

令和5年度に関しましては年度途中となります。ただ、前年度と比較いたしまして、全体の数、小児の受診者数のどちらも前年度を上回る状況になるというふうに判断してございます。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 今いただいた延べ人数についてですけれども、事前に実人数も調査させていただいております。もちろん、人口の減少があり、全体的に人口も減っているのです、受診者数の実数も減少している傾向にはあるのですけれども、手元の内容ですと、令和6年2月現在での町民の総数が5320人で、それに対し、まだ年度末であり、数字が出ていませんので、令和4年度で比較させていただきますが、診療所に受診している患者数は1651人と伺っております。

そのうち、0歳から15歳に関しては実人数で92人、16歳から18歳で29人、19歳から60歳が573人、61歳以上で957人という内訳になっております。これを割合で換算しますと、全町民のうち、3割ほどが診療所を利用しているということになります。

さらに、やはり一番多いのは61歳以上で、45%ほどになるかと思えます。高齢者層

というか、一般的に現役世代より少し上の方々の受診が一番大きくなるというのは自然な数値であると理解しています。

一般的に、若年層と申しますか、若い世代の方々に関しては、私もそうですけれども、風邪やけがなど、一時的な処置のほうが診療所を利用する需要は多いのではないかなと思います。年を重ねるにつれて、慢性疾患や持病のコントロールのために病院を利用する機会が増えてくるため、この数値になっているのではないかと推察しているということです。

また、若い世代に関しましては、自らの症状やニーズに合った病院について、今はデジタル端末が手元にありますので、そういったもので選択しているのではないかとこの結果から分析いたしました。

そのうち、最も浜中診療所を利用しているのが少ない小児についてですけれども、割合としては0歳から15歳で15%ほどになるかと思います。この15%という数値ですけれども、これは、予防接種のみの受診、あるいは、コロナの検査のみという受診も含まれるのかなと思います。ですから、実態として、かかりつけ医としての利用はこれよりももう少し低くなるのではないかと推察しています。

若い世代においても、また、子どもを持っている方から一定数聞かれる声として、診療所を受診していいのだろうかといったようなものがあって、浸透していないといいますが、もちろん全ての方ではありませんけれども、一定数いるように感じています。

また、子どもを診てもらえるのだろうかというような親御さんもおりますし、町内では小児受診はできないと思っていましたという声も聞いておまして、診療所を選択するところまで行かず、厚岸の小児科に連れていっている、厚岸の小児科が第一選択という実態もあると思っています。

そうしたことも含め、診療所を受診している割合が一番少ない小児についてご質問させていただきます。

浜中診療所においては、内科、外科、小児科の標榜を掲げています。補足しますと、標榜というのは医療機関がそれぞれ掲げている診療科名のことになりますが、小児科という標榜の下、浜中診療所で受入れ可能な小児の年齢や症状についてご回答をお願いいたします。

同時に、小児の受入れ態勢と現状の対応、夜間救急時の町内での小児の取扱い、また、北大医師派遣日の小児の受診についてもご提示をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

診療所では、3歳未満の小児予防接種は実施しております。ただし、診療は実際には行っておりません。

小児の体調不良の場合、日中は小児科専門病院を受診することで、夜間など、子どもの症状に変化があったときでも問合せや再度診察が可能であること、小児の診察には専門医による迅速な判断と処置が必要であること、診療所では薬剤師が不在で処方できない、

調剤薬局は小児用のシロップなどの薬を常備していないことなどが理由でございます。

特に、3歳未満の小児の採血や点滴などは熟練された技術と経験が必要です。それゆえに、診療所に問合せがあった際には、症状をお聞きし、かかりつけ医か小児科の専門医がいる病院を紹介して受診をしていただくようお願いしているところでございます。

また、3歳以上の小児に関しましては、浜中診療所の所長いわく、主訴によって受診をお断りすることはないということです。令和3年度以降の実績を見ましても、風邪の症状や外科的処置、予防接種などは他の医療機関と変わらずに受診しているということでした。

そして、北大医師派遣日の土曜日、日曜日の風邪症状についてですが、新型コロナウイルス発生以降は検査が必要になってくるということがありましたので、小児に限らず、大人でも診療所での検査はできません。また、薬局なども定休日になっているということも理由にあります。

それから、問合せの際には他の病院を受診していただくようお願いをしているという現状がございます。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ご回答いただいた内容ですと、つまり、3歳以上に関しては通常診療の時間帯であれば診察をしていただけるということでした。一方で、受診できるということが町民に広く知られていないように感じます。まちにかかりつけ医がいるということは町民にとっては貴重な安心材料となります。

現状として今できないという場合もあると思うのですが、まず、町民が安心できる医療体制があるということは、小さな子どもを抱える保護者にとっては、受診の折に子どもの発達を確認していただけたら、保護者の心配事を聞いていただけたら、また、医療従事者の方と面識を持てるということそのものが非常に重要で貴重な機会になるのです。

特に、核家族においては、ご自身のお父様、お母様を頼れないといったこともありますので、一種のセーフティーネットと言っても過言ではないと私は思っています。

私としては、まず、まちの診療所がもっと町民に浸透してほしいと思っています。それは、先ほどから述べていますように、医療機関が気持ちも距離も身近であるということが浜中に暮らし続けることができるという指標になる、このまちで生きていくための最も重要な指標の一つだと思うからです。

診療所利用が増えることで診療所の収入の安定にもつながると考えています。子どもの18歳までの医療費扶助ということで、毎年、2000万円ほどの予算がありますが、これがほかの医療機関にということではなく、浜中の診療所にも循環するという流れができるのは財政的にも好ましいことではないかなと考えます。

そういった側面からも、子どもに限らず、幅広い世代がまちの診療所を利用しやすい環境の整備という点についてのご質問に移らせていただきます。

診療所の診察時間や入院、診療科目についての客観的な情報に加え、挙げたような項目をまちのホームページ並びに町の広報などで提示することは可能でしょうか。

実際に、私がこのまちに来たときにまちのホームページを開いてみたのですけれども、どうしても情報が乏しいと感じました。派生しますが、様々な書類や行政制度、また、条例改正に当たってのというような文書、PDFファイルはお示しくださっているのですけれども、町民が真に必要とする情報なのか、少し便利ではないなと感じたのが率直なところでした。

ここ1年の間にお2人の医師が在籍してくださったことを機に、私も、子どもの受診、自身の受診も含め、診療所でも検討し、ホームページを開いたのですけれども、診療所の開所時間などの基本的な情報をホームページからは見つけることができませんでした。

営業時間、営業と言っているのかは分からないのですけれども、開所している時間や診療科が何か明記してあったのは外部組織のホームページだったのです。しかし、そうではなく、行政が運営している診療所の情報は行政のホームページから発信すべきではないかと考えます。

また、町の広報誌に関しましても、北大医師の派遣日、予防接種などの特記事項の記載は今まで見受けられたのですけれども、過去数年の広報誌を読み返してみても客観的なさきに述べたような情報が見つけられませんでした。

まずは、基本的な診療時間、診療科、入院、外来の案内、夜間体制や予防接種などについての情報があれば幅広い世代の町民に診療所の概要が広く浸透するのではないかと思います。

以上のことから、ホームページ、町広報にて診療情報の掲載が可能かという点についてご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

ただいま議員に指摘していただきましたけれども、町のホームページ内の診療所ページに関しましては、町といたしましても情報の発信不足という認識でございます。やはり、診療科目、受付時間、診療時間など、客観的な情報につきましては診療所のトップページに表示し、その他の伝達事項も診療所からのお知らせとして公開できるよう、ホームページの内容の見直しを早急に進めたいと考えてございます。

また、町の広報誌につきましても同様に検討をしていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時02分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 先ほどの情報周知に関しての再質問から続けさせていただきたいと思っております。

まず、先ほども申し上げましたように、多数がデジタル端末を所有している現代において、ホームページの情報がきちんと整理され、掲示されているということ、診療所体制が整備されているということは安心感につながると思っております。

町の広報に関してもそうですが、もちろん、町民全員がデジタル端末を扱えるとは思っておりません。そういったものにする中で不便を感じる方も中にはいらっしゃると思いますので、デジタル端末を活用しない方にとっては最も重要な周知媒体である広報誌での周知も絶対に必要になると思います。ただ、そういったことに取り組んでいただけるというご回答をいただき、大変安堵しております。

一方で、現在のホームページについては、昨日の補正でもホームページについてご指摘をさせていただいたのですが、各担当課から項目を探さないと情報を受け取ることがなかなか難しいと感じております。

自身が必要としている情報をどこの課が管轄しているのかを町民が模索するという点で、これは利用者にとっては率直に使いにくいものではないかなと思われました。行政に条例、制度の周知義務があるというのは重々承知しているのですが、町民が欲しがっている、生活に直結する提示方法になっているのかという点では、やはり不十分と感じますので、ホームページのつくりに関しても、より町民目線で情報にたどり着ける項目立て、レイアウトに努めていただきたいと考えています。

今回の質問に関する具体例で申し上げますと、生活支援で探すという項目を仮に選択した後、その後に提示されるものに医療や診療所といった明確なキーワードがありません。

さきの質問では、2番議員、4番議員からも高齢者、障がいを持たれる方の医療施設への送迎などについてご質問がありましたので、高齢者福祉、障がい者福祉、母子保健、保健衛生に関する情報は診療所の情報とも関連が深くなるのではないかと思います。

以上のことから再質問をいたしますけれども、ホームページの診療所の情報ページに、先ほどの客観的な情報と併せ、高齢者や子育て世代、障がい者を抱えるご家庭の方々に関連する補助制度や日頃行政で行っている支援サービス、先ほどの例でいえば、町営バスがここでリンクできます、支援制度にはこういったものがありますなど、実際に担当課に問合せが多い項目なども踏まえ、リンク掲載などをはじめとして、利便性の向上を検討していただけないでしょうか、ご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

ただいま議員から様々なご指摘をいただきました。

町のホームページは現在の形式になりまして既に5年くらいがたっていて、改良が必要かなと考えております。また、診療所の情報に行き着くまでに手間がかかる、難しいということもございますので、例えば、バナー表示をする、あるいは、生活支援の中の一つに組み込むなど、いろいろな対応の仕方があると思いますけれども、そうしたことも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 次の質問に移りたいと思います。

先ほどのホームページ運営なども含め、また、診療所体制の運営や政策実施に当たっては、医療従事者の皆様並びに行政職員の皆様の健全な労働環境や十分なメンタルケアが最も重要であると考えています。

子育て世代のニーズや高齢者層の困り事に最大限対応していただきたいという思いとともに、行政の職員の皆さんの生活がきちんと保障されている、健康も十分におもんぱかられている体制なくして福祉事業というものは成り立たないと思っております。

その点につきまして、現状、労働環境に関して取り組んでいることや課題に挙がっていること、検討事項がございましたらご提示ください。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ご質問にお答えいたします。

まず、診療所の職員の労働環境についてです。

医師以外の従事者につきましては不足していると考えております。

まず、看護師ですが、現在、看護助手を含めまして、外来担当が2.5人、病棟担当が3.5人、夜勤担当が2人という状況です。外来受診者数が増えている現状に対し、医師2名、看護師2.5名では少なからず診療時間などに影響があると思っております。

現在、育児休暇を取得している看護職員が2名おりますけれども、予定でいきますと来年度復職の予定です。そうなれば環境の改善が図られるものと考えておりますし、また、入院患者のケアの充実にもつながると考えてございます。

次に、医療事務ですけれども、今年度、退職者が1名出たということで、現在、1名の募集を行っております。

次に、調理員についてです。現在、退職者はおりませんけれども、退職者が出た場合、補充が難しいという現状があるようです。

また、診療放射線技師は1名です。これは直近の課題ではございませんけれども、数年後には年齢的な問題から確保が必要になっておりまして、そうした課題があるということです。

そういう状況の中、現在、人員不足を現職員でカバーしていますが、職員に与えられた年間の有給休暇については職員全員がおおむね取得できております。また、時間外勤務につきましても少なく、ほぼ定時には退勤できているということで、そういうことから過重労働には該当しないと私どもとしては判断してございます。

また、職員のメンタルケアについてですが、部門の代表者が、都度、聞き取りをして、早急に対応するよう心がけております。ただ、中には部門の代表者には相談できないこともあると考えられますので、今後は、第三者的立場の者が対応するなど、さらなる職場の労働環境づくりについても検討していきたいと考えてございます。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 世間では、どの分野においても、今、慢性的な人材不足が叫ばれています。浜中町民にとってよりよい医療サービスを提供していただきたい、まちの医療従事者の方が見守ってくださっているという安心感をまずは町民の皆さんに浸透させたいという思いがある一方で、先ほども申し上げましたように、それをかなえるためには、働いている行政職員、医療従事者の皆さんの心身の健康が最も優先されるべきとも考えます。

次の質問にも関連するのですが、診療所の運営、あるいは、労働状況の管理など、いろいろなものを含めまして、各種取組がある中でも浜中町で提供できる医療には限界があるという実態があります。

先ほどのご回答にありました3歳児未満に関しては、患者の利益という点からも、厚岸や釧路などの専門医を受診するという点ですし、浜中診療所のみで全てをカバーすることが現在できる状況ではないとも思います。また、実質的にそれをやろうとすれば医療関係者の皆様に大きな負荷がかかると思います。

小児科に関しては、大人が小さくなったというのではなく、専門科であるという概念も忘れてはいけません。それに伴う特有のリスクを回避することからも、適切な受診と浜中で提供できる医療、また、その間口をきちんと広げていただけるということが重要だと思います。

その上で次の質問ですが、我がまちは、厚岸町をはじめとして、釧路管内市町村に医療協力を頼らざるを得ない現状があります。しかしながら、近隣自治体への受診というのも、先ほどの一般質問でも幾つかございましたが、決して容易ではないと思います。

こういった中で、行政はこの実態を把握しているのか、例えば、原課に来ているお問合せや町民からの声がありましたら、それについてご回答をお願いいたします。

また、一つ一つの事例に関してではなく、こういった現状の課題についてできる行政施策はあるのか、先ほどのバスの件ではいろいろな制度を教えてくださいましたが、ひとまず、この2点についてのご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

浜中診療所におきましては、医師が2名体制になって、診療所でできることは診療所内で完結できるよう、日々、取り組んでいるところでございますが、僻地特有の医療従事者の不足、そして、高額医療機器の整備に要する費用の問題など、様々な課題を抱えていることから、今後におきましても、近隣市町村との医療協力、そして、連携を密にしながら、患者がスムーズに受診可能となるように努めてまいりたいと考えているところであります。

今は不可能な状況でありましても、将来に向けまして、できることから一つずつ進めてまいりたい、そんな思いであります。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 具体的な施策に関しては本日の経過からも確認しておりますし、町長からのお言葉もいただきました。ただ、重要なこととして私が考えるのは、これらのセ

ーフティーンネットが情報として、実を伴って必要な方の元に行き渡ることだと考えています。

私の下に入ってきている声を幾つか挙げさせていただきますが、夜間の小児に関し、発熱・嘔吐症状が発生し、北大医師の派遣日だったため、小児の夜間受診が可能かを診療所に問い合わせた際、小児への処方できないので、厚岸の専門科を、これは夜間だったということもあり、夜間救急の厚岸にというご回答だったのだと思います。

この頃は小児の急な発熱に対しても防災無線でのアナウンスが一時期あったようで、その経緯があって浜中の診療所にお問合せをしたとのことでした。ただ、その後、厚岸に電話連絡をしたのですが、今日は北大の医師が浜中に派遣されているだろうと言われ、少しちゅうちょしてしまったということです。ただ、浜中診療所には連絡したのだけれども、厚岸を受診してほしいと伝えられたという旨を救急に伝え、結果として厚岸の受診に至ったということでした。

また、他の日勤帯ですけれども、町外で、一度、小児科を受診し、その症状が改善したのですが、まだ不安があったし、処方手帳が手元にあるので、そのことも話して再処方をお願いしたいといった旨のご連絡をしたとき、処方薬は診てもらったところでもう一度渡してもらおうよという説明を受けたという方もいらっしゃいました。

さらには、子育て世代以外の方で、それまでは配偶者の方やお身内の方に釧路までの病院送迎をお願いしていたのですが、施設入居や死別など、様々な事情によって独居となってしまって釧路での受診ができなくなったという方もいます。

通院できなくなったという現状までには、恐らくいろいろな経過があったのではないかなと思うのですが、そこで行政サービスを効果的に受けることができなかったという結果でこういった現状につながってしまったのだと思います。

介護タクシーやバスの移動も検討はされたそうですが、高額であったり、利便性がなかったり、駅や停留所から目的地までの道のりに不安を感じられたり、いろいろなハードルがあるという現状をお伺いしております。

今挙げたような事例の一つ一つにご回答をいただきたいというわけではないのです。先ほどご回答をいただいた診療所における対応可能な内容や行政支援サービスにこの事例がうまく当てはまらなかったのかと少し残念に思うこともあるのですが、何か手だてがなかったのか、事例の背景は分かりかねるのですが、こうしたことで町民の皆さんが医療を受けられないと感じてしまうようになってしまっているのではないかなと思います。

このまちに住み続けられると希望を町民が持てるような構造が作り上げられているのかですが、現状では、残念ながらそれは望めないと判断してしまう方が多くなってきていると思わざるを得ません。

人口減少のスピードについては先ほどの一般質問でもございましたし、私が移住した当時の2016年は6000人以上いた人口が現在は5300人にまで減ってきてしまっ

いて、医療体制という点のみではなく、まちの質的、物的な構造として暮らせないと思ってしまう方が一定数発生してしまっていると思っています。

実際に私の身近でもそう言ってこのまちを去ってしまう方たちを多く目にしてきました。でも、その方たちは決して住みたくないと思っているわけではないと思います。どうしても住めないと判断してしまうのです。それは、若いから、娯楽がないからという理由だけでは決してないと思うのです。やむを得ず都市部にいる息子や娘の下にお世話になることにしたという高齢者の方もいるとお伺いしますし、施設がある都市部にという方も多くいらっしゃるかと思います。

私としては浜中に定住してほしいという思いはありますが、どこに暮らしの中心を構えるか、どこを人生のついの住みかとするかは大前提として個人の自由です。ただ、今の浜中というまちがたくさんの方に選んでもらえるようなまちになっているかという点にとても危機感を感じております。

移住者誘致政策も掲げておりますが、まずは今いる町民が暮らし続けられると感じることができないと、移住者の皆さんも浜中を選ぶことはなく、生まれ育ったまちを ついの住みかにしたいと思っている方もふるさとを後にしてしまいます。若い世代も、高齢者世代も、みんなが浜中から離れていってしまうという現状が続いているということが危機感を持つ一番だと思っています。

そこで質問です。

今回の一般質問の通告での医療体制という点についてどのような解決方法を検討しているかはとても大きな質問になるかと思っておりますので、明確な政策という点ではなく、行政全体としてどのように捉えていただいているのか、先ほど町長からのお考えもございましたが、それについて改めてお伺いしたいと思っております。

といいますのも、発生したニーズごとの行政サービス、例えば、交通費の補助や費用の一部負担など、今までも子育て施策にたくさんの予算を割いていますし、いろいろな政策があると思うのです。それを打ち出してくださったこと自体を全く否定しているのではなく、今のような何かに関して補うという予算当てでは行政運営に限界が来てしまうのではないかという考えもありますし、その結果として町民に限界が来てしまう、この負のサイクルをどうにか抜本的に解決できないかを感じています。

もちろん、時間が必要で、簡単にこれだという明確なものが打ち出せるとは思っておりませんが、まず、乳幼児も高齢者も、病気や障がいの有無にかかわらず、このまちで暮らし続けるために行政で考えていることがありましたらお示しください。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをしたいと思います。

まず、生涯安心して住み続けられるまちづくりと発信しておりますし、当然、最終的には、介護、医療が充実していなければ、議員が言われるとおり、ついの住みかにもなり得ないということでもあります。

私にも町民からいろいろなご意見をいただきます。診療所に対してもそうですし、ほかのことに對してもそうです。ただ、先ほど議員から医療について様々な意見がございましたけれども、その時々々のタイミングによって、例えば、北大の先生が来ているとき、もしくは、受付で電話を取ってしまったとき等があつて、患者の思いに応えられない回答をしてしまったという事例は多々あるのです。でも、それに関しては、こちらが意見として吸い上げた段階で診療所のカンファレンスにも上げてもらい、改善の方向に向かうような取組を進めています。

とはいえ、浜中診療所でできることは限られておりますし、釧路医療圏域での浜中診療所の役割、それから、厚岸郡の1次医療圏での町立厚岸病院とのすみ分けも含め、また、釧路市内の総合病院との病診連携も図りながら、町民の健康をこれからも守り、生涯にわたって安心して住み続けられるようなまちづくり、そして、地域医療体制について取り組んでいきたいという思いであります。

また、今、2人体制でいる医師もその思いは持っていますので、なるべく町民に寄り添った医療体制を念頭に置き、これから医療づくりをしてまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ご回答をありがとうございます。

最後に質問して終わりたいと思うのですが、こういったニーズに関して、一番の答えを知っているのは、やはり町民の皆様ではないのかなと思っております。

今までも、行政から、ニーズがあれば、機会が設けられれば町民の意見を随時聞いていくということで、町政執行方針にも記載がありましたが、前町長のご退任の際、子育て世代との直接の話合いの機会について成し遂げられなかったというようなお話もしていただきました。

この点については、子育て世代に限りません。もちろん、随時受け付けてくださるということはありがたく思っておりますが、行政主導でこういった機会を設けていただくことに一定の意味があるのではないかなと思っております。

その点に関して、町長のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 今の議員の質問にお答えをしたいと思います。

子育て世代に限らず、そういった要望がありましたら、当然、今の段階でもオープンですし、私のところに来ていただいて、懇談の場を設けているところでもありますけども、例えば、コミュニティーの場に私が行って皆さんのお話を聞くという機会を設けていただけるのであれば喜んで出向きます。これについては、逐次、調整しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 以上で國井葵君の一般質問は終了いたしました。

次に、7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 通告に沿ってご質問させていただきます。

町長の施策についてです。

町長は、昨年10月より、行政のかじ取りを任されて五つの重点政策で所信表明を掲げ、新年度に向けて町政執行方針を示されました。

齊藤町政第1期目のまちづくりに対しての強い思いや具体的な政策についてお伺いさせていただきます。

まず、まちづくりに対する将来展望について、町長が描く浜中町の未来ビジョンをどのように考えているのか、お示してください。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。

まず、何といたしまして、本町のまちづくりの基本は、基幹産業である農業、漁業をしっかり守り抜くことにあると思っております。そして、その1次産業を守り抜く上で一番大切なのは、本町の世界に誇れる霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境で、この環境保全が最も重要であると考えているところであります。

まちづくりにつきましては、本町で暮らす人、働く人、本町を訪れる人、そして、本町に関わる人など、全ての人が主役であります。誰もが夢を持って幸せを感じることができ、まち、やっぱり浜中だね、絶対浜中だよねと思われるようなまちづくり、そして、選ばれるまちづくりをしていきたいという思いであります。

その新たなまちづくりの第一歩として、今回新たに助成制度を設けたわけで、今回、新年度予算に盛り込んでおまして、明日以降の審議になろうかと思っておりますが、創業支援、事業継続支援、賃貸住宅等建設促進事業の三つの助成制度が起爆剤になって、町内経済のさらなる活性化と町内商工業者の経営の持続、安定を図って町内での安定的な雇用の確保、そして、さらなる企業誘致につなげたいと思っておりますし、期待をしているところでもございます。何といたしまして、このことが本町のクオリティーの高い農水産物を町内で食べられる場所の創設にもつながっていくものと思っております。

そして、観光においては、本町の一番の課題でありました冬期間の集客です。しかし、今、冬の観光アクティビティーが盛んに行われておりますし、議員もその一端を担っていただいていると考えております。そのことをどんどんPRし、食、自然、そして産業といった体験型観光を通年でできるようなまちにすることがこれからの浜中町に求められているものと考えておりますし、観光が支えとなって1次産業を守り抜く上での力になっていくことを願っているところでございます。

その上で、将来のビジョンについてであります。

今回の助成制度によって商工業が発展する、1次産業が発展する、そして、自然環境を守っていききたいということです。また、先ほど企業誘致の話もいたしましたが、私が選挙で掲げたワイナリーといいますが、ブドウの栽培を新年度からでも行いたいと思っております。いろいろと賛否はありますが、まずは第一歩を踏み出さなければ浜中町の将来はないと思っておりますし、ワイナリーが完成して、ワインが手元に届いた際には、それを基

に、今度こそ道の駅構想が再燃してくるのだろうという思いもあります。

こうしたこれまで課題であった冬の誘客、そして、地場産品が食べられるようにということが今回の助成制度で達成できればという思いがあります。それも、議員の皆様、そして町民の皆様とともに一丸となって新たなまちづくりをしてまいりたい、そんな思いでおります。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今まさに、町長の口から力強い未来に掲げる施策をお伺いできました。それが町長のおっしゃいました商業振興への予算づけとして表れているのかと思いました。その背景のビジョンといたしますか、未来に向けてのワイナリーの構想もあるということ承知しました。

10月に就任されて所信表明を掲げ、今回の執行方針を拝見させていただきますと、タウンプロポジションというキーワードがあるのかなと思いましたので、この語句を調べてみましたところ、地域の魅力を発掘、再確認をして磨き上げる活動で、地域への愛着とブランド力の向上を図り、町内及び町外への発信を効果的に行う活動のこと、地方創生、観光振興、住民協働など、様々な考えが含まれると記載されていました。まさに町長が今おっしゃっていただいたことなのかなということに理解をして、二つ目の質問に移らせていただきます。

産業振興で持続するまちづくりについてです。

全産業で就業人口が減少することによってどのような課題が考えられますか。また、それらを踏まえての産業振興をどのように展開していくのかというご質問をさせていただきます。先ほどの先輩議員の一般質問に対してかなり深いご答弁をいただいていたけれども、ご用意していただいている答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

全産業で就業人口が減少し、労働不足による地域の基幹産業が維持できなくなるおそれがあるということが課題としてございます。

具体的には、産業の後継者といった担い手が確保できなくなり、生産能力、流通、運搬を含めて機能が低下してしまい、町の税収が減るなど、まちの財政を支えることができなくなる、特に1次産業において地域の資源をフル活用するということができなくなるということでもありますので、そうならないように町として施策を進めていくというところでございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 承知いたしました。

関連しますので、続けて三つ目の質問に移らせていただきます。

元気あふれる活気に満ちたまちづくりについてですが、総務省が公表した2023年の人口移動報告についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

人口移動報告とは、総務省が管轄する住民基本台帳に基づき、都道府県や市区町村をまたぐ転入、転出の移動者数を集計したもので、今回公表されましたのは2023年1月から12月までの間における移動者数の集計結果でございます。

公表された資料によりますと、本町における転入、転出の状況につきましては、転入者総数が202人、転出者総数が264人となっており、転出超過の状態となっております。

また、年齢別に見ますと、転入、転出ともに15歳から39歳までの移動が多く、転出に関しては65歳以上の高齢者の移動も一定数あるということで、引き続き社会減の状態であるということが確認できた結果だと捉えているところです。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ここに関しても、先ほど先輩議員への答弁の中で承知しましたので、次に移らせていただきます。

移住・定住促進に対して具体策がありましたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えいたします。

まず、これまでの本町の移住、定住の取組についてですが、お試し住宅の受入れがあります。それから、コロナ禍ではあったわけですが、令和4年度からは首都圏や関西圏における各種移住イベントに出展し、本町の様々なPRと併せ、移住に興味を持っている方からの相談対応をしているという状況がございます。

令和5年度は、さらに、産業団体とともに、浜中町農協の担当者とともに東京での移住相談会に、あるいは、商工観光課ふるさと納税担当とともに大阪で開催されたイベントにも出展するなど、移住担当以外の協力の下、業務を進めている状況です。

今後におきましても、お試し住宅はもちろん、特に首都圏や関西圏を中心に開催される移住相談会のイベントに引き続き出展したいと思っておりますし、新年度においては、予算提案をさせていただいておりますけれども、移住パンフレットの全面的な見直しなども行い、これまで本町を知らなかった方々にも本町への移住、定住に少しでも興味を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいま、ご答弁の中でお試し住宅の件がありましたが、先週までもご利用されている方がいたかと認識しております。前回も同様の質問をさせていただいたかと記憶しておりますが、お試し住宅を利用していただいた方への実際の移住促進の取組がありましたらご答弁をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えいたします。

利用者に対しましては、短期利用、長期利用を問わず、退去される際に、ちょこっと暮

らしのアンケートを取らせていただきまして、感想等を集約している状況です。

利用者の年齢についてことから申し上げますと、60歳以上の方の利用が非常に多くなってございます。そういったことから本町への移住につながればいいのですけれども、まずは本町を知っていただくというところに重きを置いてこれまで進めてきたわけで、この段階においてもそれを重視したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 次の質問に移らせていただきます。

いきなり地域おこし協力隊の募集はということですが、初代のといたしますか、最初の地域おこし協力隊員の方は移住促進を担当されていたかと思えます。現状、地域おこし協力隊は、今、浜中町では1名ですよね。

新年度の募集予定はあるのでしょうか。

また、近隣の協力隊の方にお会いする機会もありまして、どういう内容なのか、どういう契約内容かを確認させていただいたところ、地域おこし協力隊の制度には2タイプあるそうなのです。雇成型と委託型だそうですが、それぞれご説明をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えをいたします。

まず、令和6年度に向けての地域おこし協力隊の任用についてです。

本町における特定課題、あるいは、今後のまちづくりに向け、総合的に判断し、さきの議会でも増員というお答えをしましたが、そのように進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の雇成型、委託型についてです。

地域おこし協力隊の任用のうち、まず、雇成型につきましても、本町のようなところでの会計年度任用職員としての任用です。また、委託型任用につきましても、個人に委託するものです。

この違いではありますが、地域おこし協力隊の委託型の方は副業もオーケーです。その他経費等の負担も契約で変わってきますけれども、そういった違いがあるかということです。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今お答えをいただいた地域おこし協力隊の制度について、2タイプあるということで、私も興味を持ちました。従来、浜中町では2人を採用されていて、そのどちらもが雇成型の会計年度任用職員かと思えます。

私も数人の町外の協力隊の方にお会いしたのですが、割と自由度の高い委託型は、調べてみると、特別職非常勤職員というくくりになるようで、今、個人事業をされている方がその事業を継続しながら協力隊員として浜中に移住できるというものなのですね。私ももう少しリサーチしてみたいと思うのですが、ぜひ、このタイプの間口を広げてみてはいかがでしょうかというご提案をします。

関連してご質問させていただきたいのですが、12月に浜中ワーケーションステイとい

う事業がありました。1月に役場で報告会もあったかと思いますが、その事業の内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

さきの齊藤町長の行政報告にもございましたとおり、経済産業省の委託を受けて、地方創生推進共同機構が、12月4日から8日にかけて、町外の既に就業している方ですけれども、参加者15名が町内に滞在し、例えば、漁業、農業、それから湿原センター等で就業体験にプラスしてワーケーションをしていただき、最後には浜中町に対する提言の場を設けたといった内容の事業でございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） この浜中ワーケーションステイという事業は、私もお手伝いをさせていただいて、参加者の方と交流させていただく機会がありました。

最後の報告の機会を経て、参加者の方は、浜中を好きになったと言われておりましたし、今回の事業の内容もそうですが、自分たちが好きになった浜中町に対して何かをしてあげたいという思いになってくれているのです。そこで、最初に質問させていただきました町長のビジョンについて、浜中町がどうありたいのかです。

参加者の方の中には、自分たちの技術、能力でこういうお手伝いができるということまで言ってくださっている方もいらっしゃいます。それで、私は、度々、町長のビジョンについて伺っているのですが、何を求めているか、旗を大きく振るといえるのか、これを手伝ってほしいということを手伝ってほしいと上手に伝えられれば仲間が集まってくるのだなと思ったのが今回の事業です。

この事業については東京でも報告会があつて、町長も参加されたとのこと。その中で町長もこの事業の可能性について語られたかと思いますが、今、企画財政課長から事業の内容についてのご説明もありましたが、この事業の可能性とこの事業の継続について町長からご答弁をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

昨年、浜中ワーケーションステイ事業を行い、主に首都圏から15名の皆さんに本町を訪れていただきました。住んでいる者には分からないような価値観を持った人たちが来て、浜中をいいところだねと言ってもらったほか、もっとこんなふうにしたほうがいいのかという意見もいただいております。

東京での成果発表会にも行かせていただきましたが、本当に浜中町に関心を持っていただいております。そして、浜中町の可能性を十分理解した上で、自分たちが出せる力を何とか浜中町で発揮したいといったような思いもひしひしと伝わってきた中で報告会から帰ってきました。

ただ、本町はこれまでもこういった事業に多く取り組んできたと思っておりますが、東京での

報告会の中でも述べさせていただきましたとおり、何とか次につながるような継続の事業として進めてまいりたいという気持ちでおります。

ただ、当初予算では盛り込んでいませんので、4月以降、年度が明けましたらそういった動きをしてみたいと思っております。ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 町長は、東京に行かれた際の報告会でも事業の継続ということも力強くおっしゃっており、それが配信されております。

参加者の方も、浜中町に対し、自分たちの技術で、能力で地域振興を手伝いたいと言ってくれていますので、ぜひ継続事業にさせていただきたいと思います。

次に、四つ目の質問に移らせていただきます。

地域を支えるまちづくりについて、過去10年の早期退職者数とその理由をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） それでは、お答えいたします。

過去10年の早期退職者数は合計49名で、その理由といたしましては全て自己都合退職となっております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 前回も同じようなご質問をさせていただきましたが、その答弁では、町長より、本町に限ったことではないとありました。確かにそうだと思います。ただ、町長は、所信表明並びに執行方針の結びで、全ての町民の皆様が安心して年を重ね、人も地域も輝ける魅力あふれる浜中町の姿を描くことであると示されています。

どのような組織におきましても、人材の育成なしに地方創生なしで、一番大切にすべきは人材を育てる、人を育てることかと考えています。残念に思っていたのは、若い職員の方の離職率が高いということです。

そこでお伺いします。

退職の理由は一身上の都合ということになるのかと思いますが、業務多忙や負担増について管理職の方は感じられていないのでしょうか。また、もし業務が多忙ということであれば、その実態を把握しているのか、そして、それに対するケアや改善策と申しますか、改善に向けて何か対策されていることがあるのであれば、お答えをお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 体制についてです。

これは人事にも関係するところだと思うのですが、どこの部署に行っても、その時期によって大変なところはあります。一時期、ぐっと踏んばらなければならないというのはどの部署にもあります。

自分にも、短くいたところもありますし、すごく長くいたところもあります。職員それぞれの得手不得手、適材適所もあると思うのですが、行政職員、町職員である以上、

ある意味、オールマイティーにいろいろなところを回って成長していかなければならないのです。

専門職については、その道の資格を取って、その道のプロパーとしてその職責を最後まで全うするということになると思うのですけれども、好き嫌いややりたいところがあるという若い人もいると思っております。それが一か所に競合し、好きな場所に必ず行けるといわけではないということもあります。

とはいえ、人材育成は重要だと思っております。

そのためではないのかもしれませんが、今、人事評価制度というものがございまして、頑張っている職員については報われなければならない、また、ミスが多く、どうしてこういうことになったということについては検証し、改善していかなければならないといったことで、必ず管理職と係が対面して話し合う場面を必ず設けるようにしてございます。

そのほか、いろいろな研修も受けてもらい、それぞれの職員のスキルアップに努めているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今ご答弁をいただきました。自己都合はもちろんしょうがないといえますか、本人に別にやりたいことがあれば次のステップに進むということなのだと思います。

ただ、採用時は試験を受けて面接をしているわけです。私も、今、課長がおっしゃった部署によって業務の内容も違うということももちろん理解しております。また、管理職の方がそれぞれの能力を見極め、能力を引き出すというのでしょうか、引き上げるというのでしょうか、そういった職場環境になっているとは思いますが、ただ、離職率が高いのが気になっているということです。

次の質問にも関連しますので、このまま移らせていただきますが、企業人材派遣制度を導入するお考えはないかということで、まず、この制度についてのご説明をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。

企業人材派遣制度についてですけれども、地域活性化起業人といって、いわゆる地方公共団体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を受け入れ、そのノウハウや知見を活用しながら地域の魅力や価値の向上につながる業務に従事していただくことを目的とした地域活性化につながる取組に対する制度でございます。

地域活性化につながる具体的な目的を持ち、国に要望した後、派遣先の企業とのマッチングが整えば派遣されることとなります。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今、課長より、地域活性化起業人の制度のご説明をいただきました。

私がここで提案させていただきたいのは、例えばというお話ですけれども、人材教育に特化したプロの講師の方というのですか、人材教育、人材育成、セミナーなどをされている方に若い職員のケアというのでしょうか、セミナーや講習会を開いてもらうということです。

行政として、個人と契約をして年に数回セミナーを開いていただくというのではなく、起業人制度を有効に利用し、相談窓口というのでしょうか、コミュニケーションを取る窓口というのでしょうか、人材教育・育成に関して任されてはいかがでしょうかというご提案ですが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。

この派遣制度の趣旨、目的のメニューからすると、人材育成、人材教育という視点からのこの制度の活用については考えておりません。

これまでも、人材教育という面から各種研修等を受けていただいておりますけれども、参加型もありますし、講師派遣型ということで、いろいろな企業の方に来てもらい、研修をしてもらうということもありますので、今後もそのように対応していきたいと考えてございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今のご答弁は、今までやってきたもので十分だと認識をしてしまうのですけれども、足りていない部分があるの離職数といいますか、離職率だと思うのです。定年前の若い方の離職が多いのではないかと、そうした問題解決をするための一つの案としての提示なのです。今のご答弁は難しいかと思っておりますので、提案ということでご承知おきいただきたいと思います。

それでは、五つ目の質問に移らせていただきます。

地方創生の背景と浜中町が取り組むべき方策についてです。

人口減少が浜中町の行政や町民生活に与える影響についてご答弁をお願いいたしますが、この質問も先ほど6番議員の一般質問でもあらかじめ理解しましたが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えを申し上げます。

まず、人口減少がまちの行財政に与える影響といたしましては、税込、さらには、地方交付税、普通交付税など、歳入の減少が避けられない状況になるということが予想されます。

そして、このことによりまして、例えば、高齢化が進展をしている中で医療福祉の需要が高まり、行政における社会保障経費が増大し、そのことによって財政の硬直化を生むということが考えられます。

また、高齢世帯の増加によって、見守りや介護をする人材が不足しますし、何といいま

しても財政に余裕がないと公共施設や道路などの社会インフラの整備が停滞します。

それから、公共施設等の運営や公共交通の維持が難しくなるなど、住民の方に対して、それまで維持してきた行政サービス、あるいは、行政主導の事業縮小が余儀なくされるという状況になると考えます。

その他といたしましては、まち全体においては、生産年齢人口の減少による労働力不足、雇用の量や質の低下、そして、地域の担い手不足やコミュニティー機能の低下といったことに影響してくると思っていますのでございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今ご答弁をいただいた中でも、人口が減少して財政が硬直するというお言葉がありました。それと関連しますので、次の質問に移らせていただきます。

全町民向けに財政説明会を開催してはいかがですかということで、急に話が飛んでいるかと思うのですが、今、企画財政課長にご答弁をいただいたとおり、私も人口減少を起因とした財政の硬直化に危機感を持っております。

先日、総務経済常任委員会から町財政についての調査報告もありました。広報で目を通された方、議会を傍聴、ウェブ関係で見た方は把握されていると思うのですが、改めて、人口減による財政の硬直化の危機を私は強く感じていますので、行政サイドで全町民向けに説明会を開催してはいかがでしょうかというご提案なのですが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

町の財政状況につきましては、町民の皆さんに対し、広報誌等により、予算、決算の状況や健全化判断比率をお知らせしているとともに、町ホームページにて掲載を行っているところでございます。

町民の皆さんの中に財政に関するお話を聞いてみたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、今のところ、役場主催による財政に特化した説明会を開催するという予定はございません。ただ、生涯学習で行っております出前講座で町のお財布事情というメニューがございますので、そちらの活用などは考えられるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、財政はもちろん、町の取り組むまちづくりについて町民の皆さんに周知する、あるいは、ご理解をいただくということは非常に重要で大切なことですので、その視点からの取組は進めていきたいと考えてございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 行政が行う財政の説明会は現時点では考えていないということでした。私としても、自分が危機感を持っているのであれば、議員として町民の皆さんに説明するべきだとも考えております。

ただ、財政だけではなく、先ほど来、話に上がっております人口減を起因とする財政の課題に関する危機感、議場だけではなく、全町民の方が将来のことを考えて議論してい

かなければならない、そうした危機感を持っての行政への依頼ということなのです。

今、副町長から現時点では考えていないというご答弁をいただきました。あまり危機感をあおるようなことはよくないということは重々承知しておりますが、最後に町長からこの件に関してご答弁をいただき、終わらせていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、議員が今言われたとおり、町民に対して危機感をあおるような、そういった説明会を行うのはちょっと問題かなと思っております。ただ、そうならないために、これから皆さんと一緒にまちづくりしていくのだという思うのが強いものですから、そちらに重きを置いて、これからまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、出前講座等があります。ですから、勉強したいというのであれば、議員全員に出前講座をすることも可能だと思いますので、そちらを利用していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で渡部貴士君の一般質問は終了いたしました。

次に、8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 通告に従いまして、ご質問させていただきます。

高齢者世帯を対象としました住宅用火災警報器購入助成金制度についてでございます。

総務省消防庁の令和4年中の火災種別ごとの状況によりますと、建物火災件数のうち、住宅火災が約6割と最多を占め、月別の出火件数を見ますと12月が最も多くなっており、冬期から春期にかけて多く発生しております。

また、建物火災による死者の9割が住宅火災でして、このうち、65歳以上の高齢者が7割を超え、特に81歳以上の階層では全年齢階層における平均の3.8倍となっていることから、さらなる高齢化率の上昇を考えると、その増加が懸念されるところであります。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、既存住宅を含む全ての住宅は平成23年6月までに設置するよう各市町村等の火災予防条例で定められました。

令和5年12月31日現在、浜中町における住宅用火災警報器の設置率は88%と、全国平均の84%、北海道平均の85.1%を上回っていますが、さらなる設置率向上に向けた取組を継続していくことはもちろんのこと、注意しなければならない点としては、耐用年数を過ぎたものを使い続け、火災時に作動しないおそれがあるということでもあります。

多くの機器は耐用年数が10年程度のものでありまして、設置義務づけ当初の機器から買換え更新をしていない世帯については本体の更新を促す必要がございます。住宅火災から町民を守るために、住宅用火災警報器のさらなる設置の促進と更新の状況について伺いたいと思います。

一つ目として、まず、町民に対する住宅用火災警報器設置の促進、そして、正しい設置場所や耐用年数の周知などはどのように行っておられますか、お尋ねします。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） ご質問に回答いたします。

まず、町民に対する住宅用火災警報器の設置促進及び正しい設置場所や耐用年数の周知についてですが、浜中消防署において2か月ごとに発行し、自治会配付をしている消防だよりにおいて、ほぼ毎回、火災警報器の設置の促進、それから、設置場所や古くなった場合の電池交換や機器の更新について周知をしております。

また、消防では、近年、設置率がなかなか上がらないことを踏まえ、設置率向上のための新しい周知活動の取組も実施しております。

例えば、茶内にある中原スタンドに設置してあるデジタルサイネージでの周知活動や、3月7日の本日は消防記念日でありまして、現在も消防職員と消防団員による霧多布温泉ゆうゆでの周知活動など、民間企業との連携を図りながら周知活動を行い、現在も普及促進に努めているところです。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 浜中消防署の積極的な周知活動は、このまちの防火体制に与える強力なバックアップであると感じております。つい先日は、私のところにも消火器の点検においでをいただきました。今後も、きめ細かな周知・点検業務に当たっていただけることと思います。

二つ目の質問へ移らせてもらいます。

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安とされております。それに生じます機器の買換え更新も必要となってきますが、それに該当する機器の確認などはどのように行っておりますでしょうか。

また、特に高齢者世帯では機器の購入や取付けが負担となるために設置や更新が進んでいないことも予想されますが、どのように認識しておられますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、回答いたします。

まず、10年以上が経過した機器の買換えや更新の確認についてですが、浜中消防署による戸別訪問での設置指導で確認を取っている状況でして、今年度についても戸別訪問による設置指導を実施しております。

また、高齢者世帯では、機器の購入や取付けが負担となるため、設置や更新が進まないのではとの質問についてですが、浜中消防署では、訪問の際に、取付けが困難な場合は連絡をいただければ取付けもしますよという周知も行っており、実際に連絡が来て、取付けも行っているとのことでした。

また、購入に対して経済的な負担を感じているかの回答についてですが、消防職員による未設置世帯への戸別訪問の際には、住宅所有者は警報器を設置しなくても火の元の管理はきちんとできているので、大丈夫です、住宅が古いので、今さら設置するのもどうなのかという意見のほか、経済的に購入が難しいなど、未設置の理由は様々なようです。

こういったことから、普及促進が進まない原因の一つとして、購入に対する経済的な負担も考えられますが、消防としては、戸別訪問による設置指導を毎年実施していますし、取付けの手伝いなども含めて大変手厚い活動を行っているところです。

消防ではこうした活動を通して少しでも町民の負担を減らす努力をしていますし、今後も消防が主体となって戸別訪問による設置指導や周知活動を通して普及促進を図っていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 未設置世帯の様々なご事情があることは把握させていただきました。

こういった世帯も含めまして、いま一度、住宅用火災警報器設置の必要性を継続して周知するとともに、丁寧にお声がけしていただきたいと思います。

三つ目の質問ですが、高齢者世帯への住宅用火災警報器の新規設置及び更新に伴う助成金制度は防災に力を注ぐ浜中町にとって町民の命と財産を守る有効な手段と捉えますが、町としてはどうお考えか、お尋ねします。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、ご回答いたします。

高齢者世帯への住宅用火災警報器の設置及び更新に伴う助成金制度についてですが、道内でも数件の自治体で助成を実施しているところがございます。助成内容としては、主に65歳以上の高齢者世帯に対して2分の1を助成する自治体が多いようです。

本町では、現在、世帯員の中に65歳以上の方がいる世帯数は1240世帯で、普及率から推計すると148世帯ほどが未設置であると考えられています。

また、火災警報器は、現在、ホームセンターなどで3000円から5000円程度で購入できるようです。

こうした中で、本町が助成制度を実施する場合、既に自己負担で火災警報器を設置された世帯との公平性の問題もありますので、そのあたりは、現在実施している自治体の現状や状況の情報収集なども行い、その後に実施するかどうかの検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしましても、議員がおっしゃるとおり、防災に力を注ぐ本町にとって、町民の命と財産を守るために、今後も、消防が主体となって、消防と町が連携し、火災警報器の設置率100%を目指して戸別訪問や普及促進の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 担当課におきましてはとても綿密に調べていただきまして、ありがとうございます。それと同時に、非常に前向きなお答えを聞いたことに感謝しております。

助成金制度の周知によって、高齢者世帯にとどまらず、全世帯への防火意識の高揚につながるものと考えます。周辺自治体に先駆けたさらなる防災の発展に取り組んでいただきたいと願っております。

なお、今回ご説明させていただきました際の資料につきましては、総務省消防庁の消防白書令和5年版に基づいておりますことを申し添えまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

霧多布港上架施設等における廃船の危険性といった質問でございます。

浜中町の港湾周辺に見られる所有者不明や半壊状態にある廃船の放置問題は、議論に上がるものの、いまだ解決のめどが立っていない大きな問題であります。

浜中町の景観に関するアンケート結果でも、空き家や路肩のごみなどとともに、放置廃船が景観を損ねているとの問題意識の高さが見てとれます。特に、霧多布港上架施設内の廃船の一部は、漁船の体をなさないほど朽ちているものもありまして、近くを通る人や車にとって危険なものとなっているのも事実であります。

浜中町沿岸部における景観と安全のための放置廃船に対する現段階での状況を伺いたいと思います。

まず一つ目として、放置されている廃船を景観及び環境の面からどのように捉えておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（落合俊雄君） お待ちください。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

霧多布港におきまして、議員は廃船と言っておりますが、現在崩れ落ちているものについては、漁船登録があるため、半壊している船舶と言わせていただきます。

半壊している船舶が霧多布大橋から見られ、景観はよくないものと思っておりますが、環境面からしますと、港湾用地の敷地内にございますので、環境面については最低限守られていると思っております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 景観を害しているとの認識をお持ちであることは承知いたしました。

港湾用地内なので、環境には影響がないとおっしゃいましたが、その根拠はどのようなものか、お知らせ願います。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 崩れているところはあるのですが、その周辺につきましては、次の質問にもあるとおり、危険ということを確認するため、月1回、港湾内を見て回っていますと油等は漏れていないということも確認しておりますので、現状では最低限守られている状況だということです。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） お聞きいたしまして、基本的な捉え方と認識は確認いたしました。

これを受けて二つ目ですが、崩れ落ちそうな半壊状態の廃船の近くを人が歩くこともご

ざいます。

この点に関して、危険と認識したことはないか、お尋ねいたします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

崩れ落ちそうな廃船といえますか、半壊している船舶につきましては危険であると認識しております。そのことから、先ほども申しましたが、月に一度、日常点検としまして霧多布港内を点検しております。

また、町内で震度4以上の地震が発生した場合は霧多布港内を点検することとなり、そのことにつきましては国土交通省釧路開発建設部根室港湾事務所に報告することになっていることから、船の横転などについてもきちんと確認している状態となっております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 半壊状態にある船が安定しているのかどうか、危険性はないのか、船底がきちんと地面についており、ふらふらしていないのか、そういったことは確認しておられますでしょうか、お尋ねします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） その件につきましては、月1回、見回っている途中に確認している状況にあります。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 安定はしていると申されましても、見た目もそうですし、危険だと思えます。入ろうと思えば入っていけますし、いたずらしてしまう人だっていないとも限りませんよね。車だって通りますが、そういったことに対してどんな対策を考えておられますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 今後の対策としましては、半壊している船舶に立入りできないよう、ロープ等で関係者以外進入禁止の対策を講じたいと思っております。

また、その他の対策として、長年の朽ちた船ということだと思っておりますけれども、平成26年5月に浜中漁業協同組合の組合長宛てに、霧多布港湾の管理者であります町長名で、その船舶内の破損状況が著しく、半壊している船舶について、このまま放置されると全壊するおそれがあり、第2船揚場の利用者やレジャーを楽しむ利用者に被害をもたらす危険性があることから、霧多布港漁船上架施設委託契約第1条第4号及び第4条の定めるところにより処理していただくよう文書で通達しております。

こちらについては、年に一度、上架施設の委託契約を浜中漁協と結んでおりまして、その関係で漁組にきちんと管理していただきたいという通知を出しております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 今おっしゃっていただきました上架施設委託契約書の第1条と第4

条について、差しつかえなければご説明をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 第1条は委託により施設の使用料徴収の事務をお願いしたいということが、第4条には、管理の原則としまして、施設等を漁船上架の設置の趣旨に従い、適正かつ良好な状態で管理するものとするということで、景観上問題がないように管理していただきたいという趣旨が記載されております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 現在の上架施設の状態が果たして第4条にありました適正かつ良好なものとなっているのかどうか、甚だ疑問ではございますが、それを踏まえて、質問の三つ目をさせていただきます。

今まで何年たってもなかなか進まない事態でございますけれども、さらなる進展のために漁協側との協議などはどのようにしていきたいと考えているのか、また、協議などをされているものがあれば、その方針や経過について伺いたいです。

お願いします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

漁協とは直近でありますと令和元年に協議を行っておりまして、その半壊している船舶につきましては、所有者本人が死亡されており、所有者のご家族も経済状態から厳しいということになっております。

これらの協議の中から、現在の船はすぐ処分できないということですが、そのとき、今後、これから廃船を増やさないようにするため、組合員を脱退される方には所有されている船舶の今後について確認していただき、そのときに処分を希望される方については処分業者を紹介していただいたりしております。

また、浜中漁協につきましては、数年に一度、組合員を対象に船外機付漁船の処分を行っているという状況と伺っております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 今後、さらに状況を悪化させないためのルールづくりは少なからずともなされてきたことは承知いたしました。

良好な港湾の利用と管理にご協力をいただいている漁業者様には、まず感謝を申し上げなければなりません。しかしながら、半壊状態にまで進んでしまった漁船もある現状を解決に向けて前進させていかなければいけないということも決して忘れてはなりません。

昨今、浜中町は、ラッコ、そして、先ほどもありましたようにテレビドラマなどでも注目され始めまして、今年はさらに多くの観光客が来町してくださることと思います。浜中町景観条例も施行されます。まさに無視できない段階まで入ってきているということをお互い感じていると思います。

齊藤町長率いる令和6年度からの新体制の下、一歩ずつでも現状の改善に向けて前進し

ていつていただきたいと思います。

先ほどの執行方針でも本町における景観形成を講ずるべく取り組んでまいるとおっしゃっていただきました。こういった願いは、私だけではなく、町民、そして、仕事をしていると観光客などからの声も多数聞かれます。こういった思いと願いを改めて申し添えまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまの議員からの思いをしっかり受け止めまして、まず、港湾管理者として、いま一度、浜中漁協とさらなる協議をしてみたいと思います。それから、景観の面からも本当に問題でありますので、早急な対応が必要とまちとしても考えております。その旨、漁協と詰めさせていただきますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で谷村敦君の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 5時05分）